

通信制高校について (通信制課程の教育課程)

前回（3月25日）の議論の概要

前回の議論の概要

(通信制課程のあり方、通信制高校の機能について)

- 通信制課程にのみ適用される教育課程の特例について、高校の共通性を担保できるのかという観点から検討が必要ではないか。
- 通信制課程を高校教育の例外ではなく中核的なモデルとして捉え直すことも必要ではないか。
- 教育の量だけでなく質の面をどう保障するのかも重要。個別最適な学習計画を作成し評価することも重要ではないか。
- 通信制高校が制度設計された当初とオンラインの同時双方向でのやりとりが可能となった現在とでは、対面での面接指導や添削指導などの意味が変わってきていることを前提として、現代に求められる「質」を定義し、新しい通信制高校の制度設計を考えるべきではないか。
- 学力をつける、仲間や教師など人と学ぶ、社会との接続などの機能を果たすことが必要。
- 通信制高校の生徒が自学自習する自立した学習者から、学校の教育福祉的機能などがより重要な生徒に変わる中で共通性の確保をどうしていくかが重要。
- 通信制課程の教育課程の特例として示されている内容は下限、最低限の基準という考え方のもと、全日制・定時制と学習の量及び質は同等となるよう、生徒の実態に応じて教育課程を編成することが必要。
- 現在通信制に通う生徒たちは、従来の学校とは違う学びを求めている、だからこそ生徒数が増加しているという状況がある。現状を変えることありきではなく、未来がどうなっていくからという視点で捉える必要があると考える。
- 通信制課程に通う生徒像は変わっても、根本的には自学自習という大きな土台がある。学校以外の時間を、自学・自習や、アルバイト、NPO活動などに使っている生徒たちもいる。そうした前提は共通理解としておきたい。
- 多様な背景を持つ生徒の学び直しの場合、社会につなぎ直す場として機能する側面を考慮すると支援職の配置も必要ではないか。

(広域通信制高校について)

- 広域通信制高校について、一つの学校で何万となるような収容定員の設定や、連携協力施設が置かれている県の指導監督権に限界があるなど懸念の声がある。
- 広域通信制については、認可する自治体だけでは手に負えないので、国レベルでの関与も必要ではないか。

前回の議論の概要

(各教科等の個別の論点について)

- 「総合的な探究の時間」は現在の添削指導で足りるものではない。学びの途中で、対話による気づきや新たな課題の発見などにより探究を深めるなどの学習過程を想定すると、添削指導もオンラインを導入したり、ピアレビューを入れた入り、フィードバックすることも考えられるので言葉も含めて考えていく時期ではないか。
- 「特別活動」や「総合的な探究の時間」は通信制高校でもいろいろな方法でしっかりやるべき。他方で困難を抱えている生徒には「特別活動」「総合的な探究の時間」自体を免除することも考えてよいのではないか。
- 「総合的な探究の時間」の面接指導や添削指導が1単位につき1回というのは本来の目的を果たし得ない。「伴走支援」のような枠組みも必要ではないか。
- 「特別活動」は協働性や社会性を育む重要な時間であり、「総合的な探究の時間」と同様にメディア減免の対象から除外し、オンラインや同時双方向などの方法も活用すべき。

(メディア利用による面接指導の減免措置について)

- 例外的な規定である「10分の8減免」を広告に使うのは需要側の誤認を招くおそれがあり規制できないか。
- メディア減免という特例自体が必要か検討してもよいのではないか。少なくとも10分の6や10分の8などは10分の2などに抜本的に見直してはどうか。
- メディア減免が必要な特別な事情がある場合には「個別の計画」をつくるなど、必要な生徒のみが使える精緻な仕組みにしてはどうか。
- 複数のメディアを利用した面接指導等の10分の8減免措置を精緻に適用するということについて、現行のガイドラインにおいても「特別な事情」は明記されている。ルールを守ってもらうことこそが必要ではないか。

(次期学習指導要領における単位制の柔軟化との関係)

- 新しい学習指導要領で単位を細分化する議論では、0.5回とか0.5単位時間では教育効果は期待できないので、計算上は切り上げる必要がある。

(その他)

- 卒業後に社会と接続していかたかもフォローしていくことも必要ではないか。
- 通信制課程の需要側へのアンケートなど実態を把握することも必要ではないか。
- 高等学校通信教育規程の「通信教育の方法」の記載ぶりについて、様々な教育方法が発達している中で見直しが必要ではないか。

次期学習指導要領（通信制課程）の検討の方向性

各論点案についての検討の方向性（案）

1. 基本的な考え方

- 通信制課程は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、通信制高校に在籍する生徒の就業者の割合が大きく減少する一方で、不登校経験を有する生徒など多様な背景を有する生徒が多く在籍し、一層きめ細やかで丁寧な指導・支援が必要となる状況。
- 次期学習指導要領の検討に当たっては、通信制高校に在籍する多様な生徒の特性に十分配慮しつつ、生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、豊かな人生を送ることができるようにする観点から見直しが必要。
- また、併せて、現在の情報通信技術の進展を踏まえ、これらの技術を活用した通信制課程における教育の内容及び方法の改善についても検討が必要。

通信制高校を取り巻く状況

- ・ 勤労青年だけでなく、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、**多様な背景を有する生徒**が多く在籍。
- ・ 個性に応じて多様な可能性を伸ばす「**多様性への対応**」を図りつつ、自立した学習者として社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身につけられるよう「**共通性の確保**」が必要。
- ・ 通信制課程における教育内容・方法についても、現在の**情報通信技術の進展を踏まえたアップデート**が必要。



依然として、**不適切な学校運営や教育活動**が指摘される通信制高校も一部に存在。

通信制課程の教育課程の見直し

- ・ 通信制課程の**学習過程と評価の明確化・可視化**
- ・ 「**総合的な探究の時間**」「**特別活動**」の**充実**により、他者との協働や人間関係形成を重視
- ・ **オンラインやデジタルの強みを生かした指導の工夫**
- ・ **多様なメディアを利用した指導の見直し** など



教育の質を確保・向上するその他の取組

- ・ 各学校による**通信教育実施計画の作成・公表の徹底**による学習過程の可視化
- ・ 国や所轄庁による**通信制高校への点検調査**の実施

通信制高校の教育の質の確保・向上

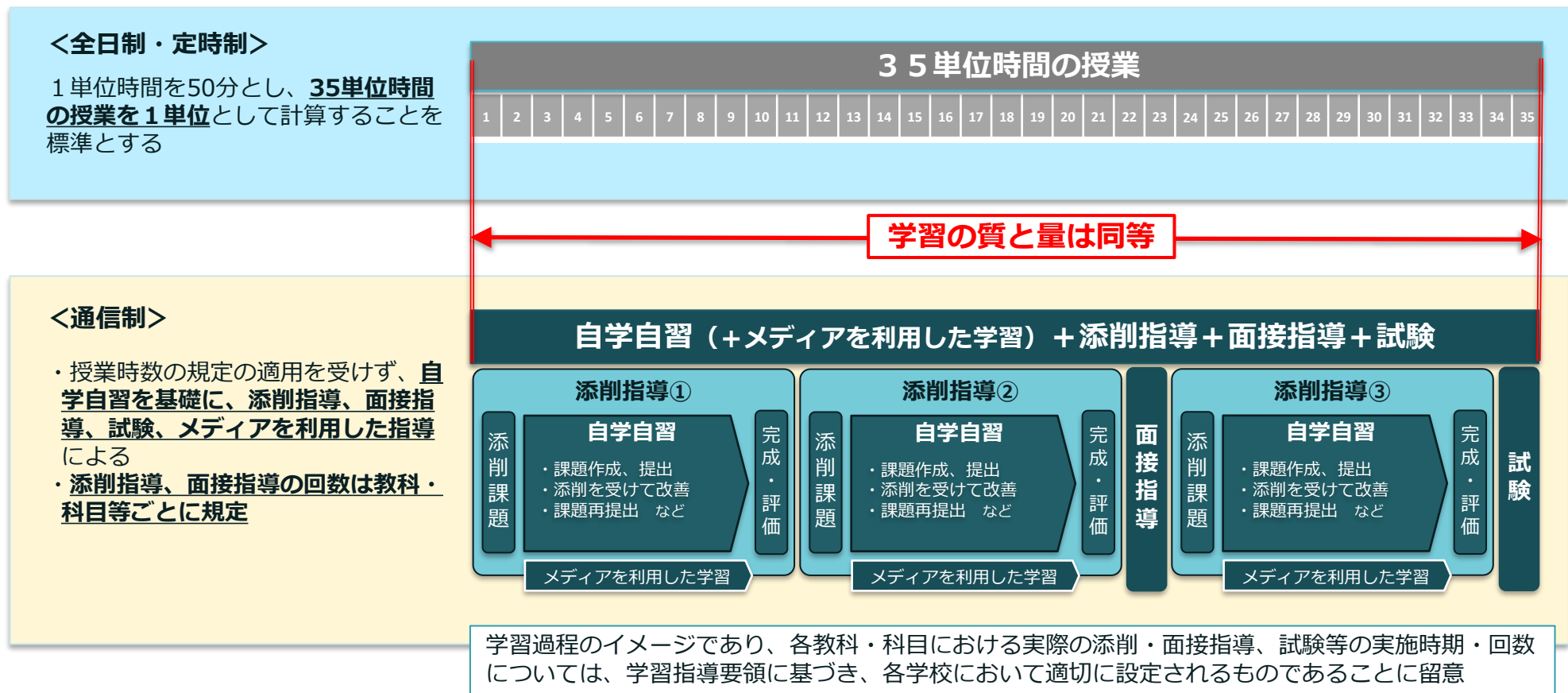
各論点案についての検討の方向性（案）

2. 通信制課程における学習の質と量について

（通信制課程における学習）

- 通信制課程における教育は、添削指導や面接指導などにより行われるが、全日制・定時制課程と同等の学習が求められることを踏まえれば、通信制課程における1単位分の「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習は、35単位時間の授業等に相当する十分な質と量を確保する必要がある。
- 他方、これまで文部科学省と所轄庁が共同で実施した広域通信制高校を対象とした点検調査では、一部に学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していたり、内容が高等学校教育としてふさわしくないものだったりするなど、不適切な教育活動の事例も明らかになっている。

【全日制・定時制と通信制における単位あたりの学習イメージ（国語の指導回数等での例）】



各論点案についての検討の方向性（案）

（通信制課程の学習過程と評価の明確化・可視化）

- 通信制課程では生徒の日常的な学習が学校外で行われることが多く、全日制・定時制課程における授業のように対面で生徒の個々の学習の状況を把握し、指導する機会は限られており、「添削指導」「面接指導」「試験」を効果的に実施しながら、生徒の学習状況を把握し、その成果を適切に評価することが重要となる。
- これらの通信制課程ならでの学習過程について全日制・定時制課程との関係を整理するとともに、各学校が実施する教育内容をわかりやすい形で可視化できるよう、以下のような対応を進めてはどうか。

① 学習指導要領に関連した対応

- 通信制課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するものであることを学習指導要領上も明確に示してはどうか。

（例えば、現行学習指導要領における1単位の認定に当たっては、35単位時間の授業に相当する「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習が必要であることなど）

② 通信教育実施計画に関連した対応

- 評価を適切に実施するために必要となる基準等については、各学校において定める「通信教育実施計画」（※）に記載し、あらかじめ生徒に明示することとされているものの、同計画の作成状況や、記載されている内容は学校ごとに異なっており、基準としての具体性に欠けるものも少なくない。

※ 通信教育実施計画

通信制の課程を置く高等学校の校長は、①「科目等の名称及び目標」、②「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」、③「学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準」を記載した計画（通信教育実施計画）を作成し、生徒に対してあらかじめ明示することとされている。（高等学校通信教育規程第4条の3）

- 通信制課程における学習の質と量を確保し、また、生徒が見通しを持って学習に取り組めるようにする観点からも、通信教育実施計画におけるこれらの学習評価や単位認定の基準等がより具体的な記載となるよう文部科学省において記載方法や学習の量的な目安についての考え方を示すとともに、各学校において同計画を適切に公表するよう徹底すべきではないか。
- あわせて、学習量だけでなく、各教科・科目等において育成することを目指す資質・能力に応じた適切な学習課題の設定や、評価の仕組みなど、学習の質の向上についても、引き続き検討が必要ではないか。

各論点案についての検討の方向性（案）

3. 添削指導・面接指導について

（添削指導、面接指導の回数等）

- 添削指導、面接指導は通信制課程における教育の基幹的な部分であり、教科・科目等ごとに必要な回数等は学習指導要領において定められている。現在、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた議論が進められており、学習指導要領の構造化や必要に応じた学習内容の精選、教科書の分量の精選を図る方向性が示されている。
- これらを踏まえれば、現行学習指導要領で定める添削指導、面接指導の回数等を一律に変更・拡充するのではなく、指導に必要な回数が担保されるよう取り扱いを明確に示すことが適当ではないか。
具体的には、学習指導要領で示される回数や時間数はあくまで最低限確保されるべき基準であり、各学校において、学習活動に応じて適切な回数・時間数を定める必要があることや、添削指導や面接指導において生徒の学習状況に応じた適切な指導を行う必要がある旨を学習指導要領解説においてわかりやすく示す必要があるのではないか。
- また、通信制課程における総合的な探究の時間や特別活動を充実させる観点から以下の通り検討してはどうか。

① 総合的な探究の時間

- 総合的な探究の時間では、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視しており、通信制課程における面接指導においても減免することを認めていない。
加えて、「総合的な探究の時間」は、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うものであり、各校における指導においても、これらの特性を踏まえた上で、適切な添削指導、面接指導を設定する必要があるため、通信制課程においても指導を充実させるべきとの指摘もある。
- このため、総合的な探究の時間の指導を充実させる観点から、添削指導、面接指導の回数等を倍増させる方向で検討し、例えば1新単位※当たり添削指導1回以上、面接指導1コマ以上と整理してはどうか。（現行1単位当たり添削指導2回、面接指導2コマに相当）
※ 現行1単位を2新単位に細分化し、17コマの授業をで1新単位とする議論が中教審総則・評価部会においてなされている。（→詳細は10ページ「単位制の柔軟化との関係」）

② 特別活動

- 通信制課程における特別活動については、卒業までに必要とされる時間数が全日制・定時制に比べて3分の1程度とされており、学校行事を含めると、十分なホームルーム活動の十分な時間が確保されない可能性がある。
特に、通信制高校に在籍する生徒像が変容し、多様な背景を有する生徒の占める割合が多い現状を踏まえれば、学校において生徒が人間関係を築きながら社会性を育み、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させることが特に重要であり、特別活動などにおける対面での指導や、生徒同士の交流が大きな役割を果たすものと考えられる。
- 通信制課程における特別活動が果たしている役割を改めて確認し、生徒の実情に応じた充実を図る必要があるのではないか。このため、例えば、特別活動について、ホームルーム活動を中心に指導を充実させることとし、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（→詳細は○ページ：「4. メディア利用による面接指導の減免措置について」）

各論点案についての検討の方向性（案）

（情報通信技術の進展を踏まえた指導）

- 添削指導、面接指導については、学習指導要領解説において、その趣旨や留意事項等を示しているところであるが、現在の情報通信技術の進展の状況等も踏まえて、以下のとおり内容の見直しを検討すべきではないか。
 - ① 添削指導について、添削課題の提出とフィードバックが適時のタイミングで行えるオンラインシステムを活用することにより、課題に取り組む生徒を継続的に支援し学習効果を高めたり、生徒のつまづきをリアルタイムのオンライン指導でフォローアップすることにより学習の定着度を高めたりするなど多様な形態の指導も考えられ、こうしたオンラインやデジタルの強みを生かした工夫について、学習指導要領解説に記載してはどうか。
 - ② 面接指導について、年間指導計画に基づき、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒の持つ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与える重要な機会であり、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分に把握して行うものであることを踏まえ、対面で実施することを基本としている。こうした対面での指導は十分に確保した上で、同時双方向のオンラインによる指導の可能性等についても検討する必要があるのではないか。

4. メディア利用による面接指導の減免措置について

- ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合、各教科・科目の面接指導等の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができ、また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる。（いわゆる「メディア減免」）
- メディア減免は、メディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、十分な成果が認められる場合に限られるものであり、利用するメディアは高等学校教育としてふさわしいものを選択する必要がある。また、面接指導は、対面による指導の時間が限られる通信制課程において、生徒が教員から直接指導を受けたり、他の生徒と議論や協力をしながら学習に取り組んだり、実験・実習等を行ったりする機会であり、大変重要な役割を果たしている。安易かつ一律にメディア減免を行うことにより本来行われるべき学習の質と量を低下させることがないよう十分に留意する必要がある。
- また、10分の8以内の時間数を免除することができるのは「特に必要がある場合」であることについて、この規定を適用することができる要件を一層厳格にすべきとの指摘もある。
- こらを踏まえ、メディア減免について、以下のとおり見直しを検討すべきではないか。

① メディア減免についての要件の明確化

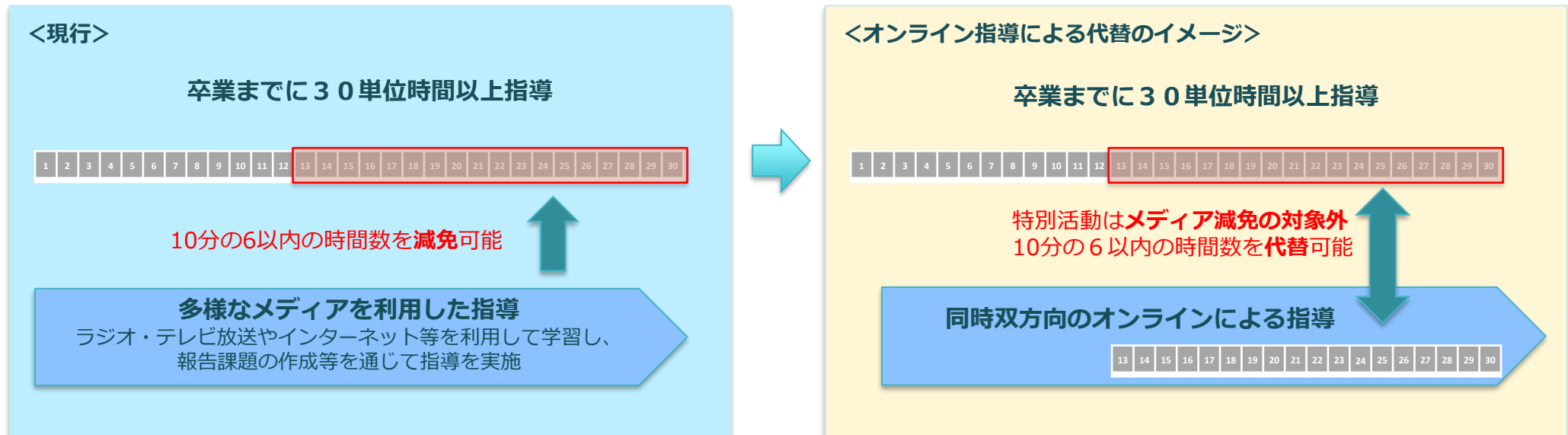
- このため、各学校においてメディア減免を行う場合には、例えば、「通信教育実施計画」にその内容（面接指導・添削指導の計画、使用する教材、視聴するメディア、視聴課題、減免する割合、評価基準等）を明示して公表することを求めてはどうか。
- また、各教科・科目の面接指導の時間数を10分の8以内の時間数免除することについて、例えば、学校が生徒の個別の状況に応じて「個別の通信教育実施計画（仮）」を作成する場合に限定することも検討する必要があるのではないか。

各論点案についての検討の方向性（案）

② 特別活動のメディア減免について

- 「特別活動」については、生徒が人間関係を築きながら社会性を身につけるために他者との相互作用的なコミュニケーションが重要であることから、「総合的な探究の時間」と同様に、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（再掲）
- なお、多様な生徒の実態に配慮する必要があることから、「特に必要がある場合」に10分の8以内の時間数を免除することができる規定については引き続き特別活動についても適用することとしてはどうか。

【特別活動におけるメディアの利用について】



各論点案についての検討の方向性（案）

5. 単位制の柔軟化との関係

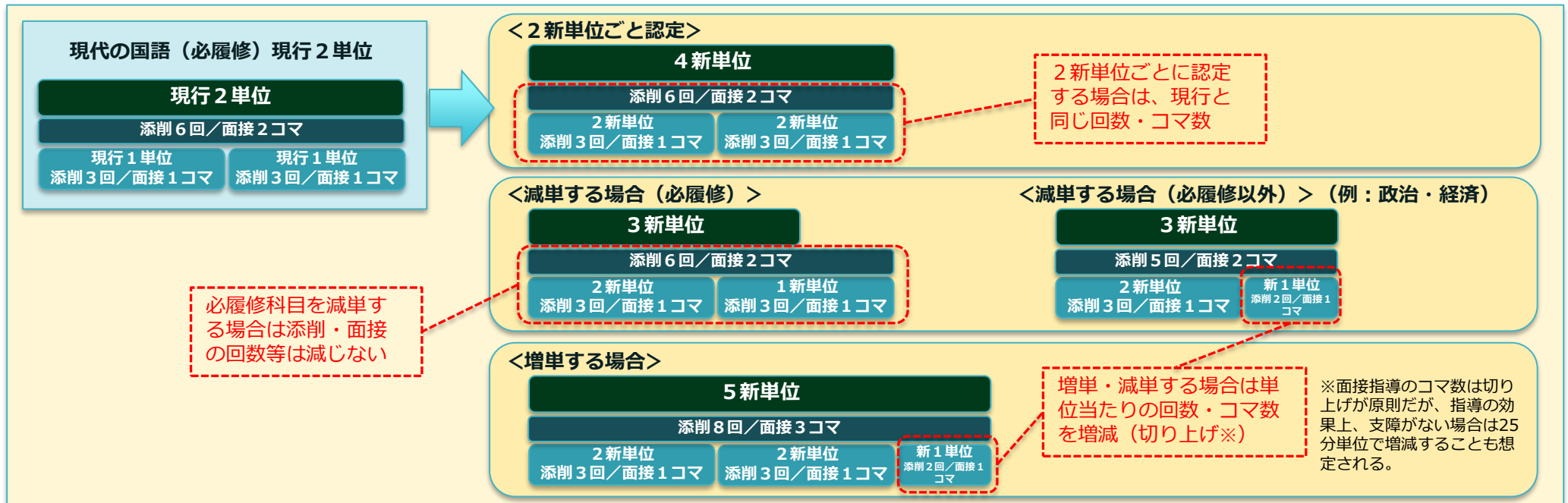
- 中央教育審議会の教育課程部会総則・評価特別部会において、1単位を細分化（卒業に必要な単位は74単位から148単位）し、50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準とする案が示されたことを踏まえ、通信制課程における添削指導の回数、面接指導の単位時間について、新単位における考え方を整理する必要がある。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

（新単位1単位当たりの添削指導、面接指導について）

- 多くの学校においては2新単位ごとに単位を認定することが想定され、この場合の回数・時間数は現行と同様と考えられる。
- その上で、減単や増単などにより、計算上、「1新単位」当たりの添削指導・面接指導の回数・時間数に「0.5」や「1.5」など端数が生じる場合については、必要な指導を行う観点から、基本的に切り上げる考え方とすべきではないか。
- 一方、面接指導については、25分単位での増減も計算上は可能であり、各学校が増単・減単する場合に、指導の効果上、支障がないと認められる場合には25分単位で増減することも想定される。
- なお、上記の考え方により、1新単位ごとの柔軟な単位認定が可能となるが、高等学校のすべての生徒に履修させる必修教科・科目については、高等学校の「共通性の確保」の観点から、仮に減単した場合でも、本来の単位に必要な添削指導、面接指導の回数・時間数を確保する必要があるのではないかと。

【上記の考え方による添削指導の回数、面接指導のコマ数の例】



參考資料

令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

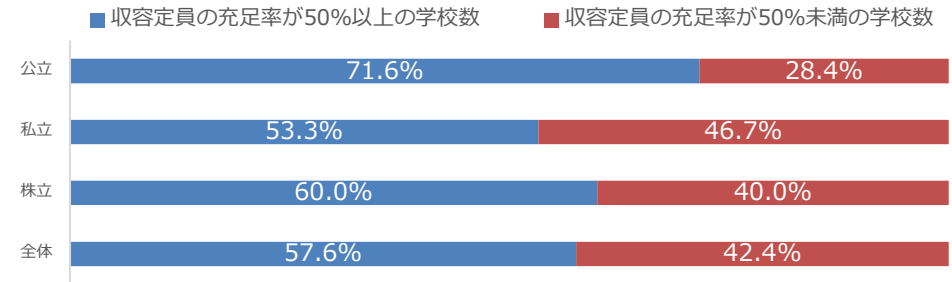
▼ 設置形態

- 公立・私立・株立の別について、私立が最も多く、70.3%を占めている。
- 広域・狭域の別について、広域は41.2%、狭域は58.8%となっている。
なお、**私立は広域が51.1%、株立は広域が100%**となっている。

	広域	狭域	合計（学校数）
公立	2（2.5%）	79（97.5%）	81
私立	116（51.1%）	111（48.9%）	227
株立	15（100%）	0（0%）	15
全体	133（41.2%）	190（58.8%）	323

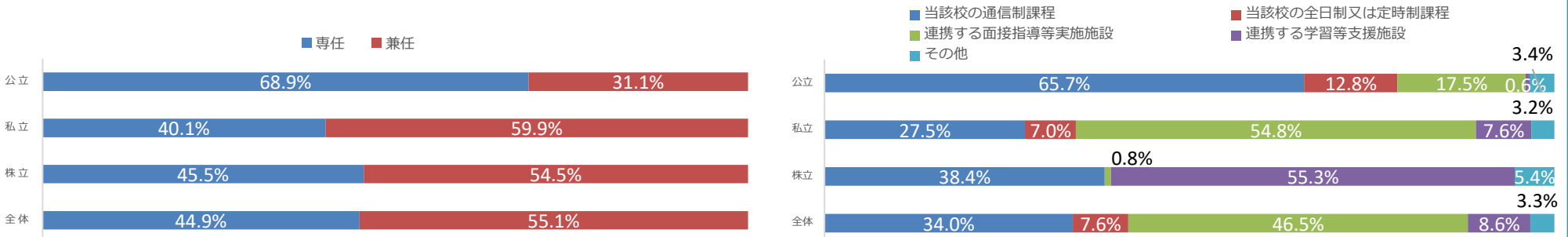
▼ 収容定員数・在籍生徒数

- 収容定員の充足率について、**充足率が50%以上の学校は57.6%、充足率が50%未満の学校は42.4%**となっている。
- 収容定員数について、**5,000人以上と定めている学校が24校あり、公立は1校、私立は21校、株立は2校**となっている。
- 在籍生徒数について、**5,000人以上在籍生徒がいる学校が10校あり、私立は9校、株立は1校**となっている。



▼ 教諭等・講師及び助教諭、スクールカウンセラーの状況

- 教諭等・講師及び助教諭の専任・兼任の別について、辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている**専任の者は44.9%**、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる**兼任の者は55.1%**となっている。専任の割合が、**公立は68.9%**、私立は**40.1%**、株立は**45.5%**となっており、公立に比べ、**私立・株立は専任の割合が少ない**。
- 教諭等・講師及び助教諭の主な勤務場所の別について、**公立は当該校の通信制課程で勤務する者が最も割合が大きく、私立は連携する面接指導等実施施設で勤務する者、株立は連携する学習等支援施設で勤務する者が最も割合が大きくなっている**。
- スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校について、**公立は98.8%、私立は79.7%、株立は80%**が体制を整えていると回答しており、公立に比べ、私立・株立は体制を整えている学校の割合が少ない。

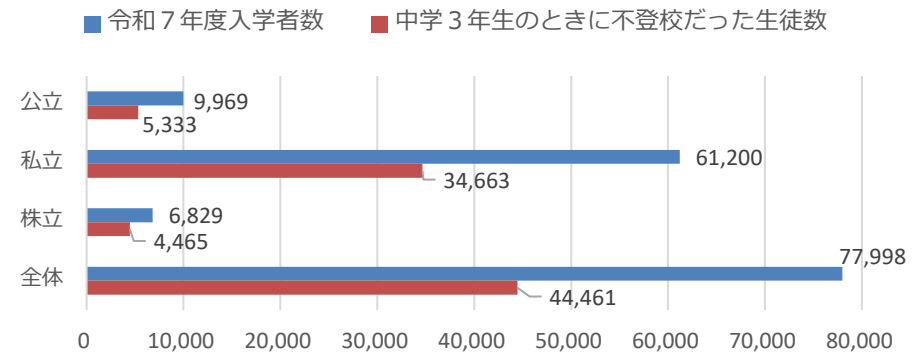


令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

▼ 生徒の状況等

- 令和7年度入学者数のうち中学3年生のときに不登校だった生徒は44,461人、割合は57%となっている。
- 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数は8,097人、割合は2.6%となっている。



▼ 通信教育の状況

- 特別活動以外の大半の教科・科目で、多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校は、全体の70%～80%であった。

▼ スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

- 「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（いわゆる「グラデュエーション・ポリシー」）、「教育課程の編成及び実施に関する方針」（いわゆる「カリキュラム・ポリシー」）、「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」）の三つの方針（スクール・ポリシー）について、策定していない学校は、全体の12%程度、策定しているが公表していない学校は15%程度となっている。

▼ 自己評価の実施・公表・報告状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 学校教育法施行規則第104条第1項において準用される規則第66条により規定する、自己評価を実施していない学校（本校）が41校（13.9%）、自己評価を実施しているが公表していない学校（本校）が64校（25.3%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない学校（本校）が15校（5.9%）あった。
- 通信教育連携協力施設についても、高等学校通信教育規程第13条に基づき、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について、本校が学校評価を実施し、その結果を公表、設置者に報告する必要があるが、本校が自己評価を実施していない施設が2,398施設（58%）、自己評価を実施しているが公表していない施設が356施設（20.5%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない施設が53施設（3%）あった。

▼ 情報公開の状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる情報の公表を行っていない学校（本校）や通信教育連携協力施設が多くあった。特に、第4号の教員及び職員の数その他教職員組織に関すること、第5号の入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること、第6号の通信教育実施計画に関することについて、公表している割合が低い傾向にあった。

令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について

令和8年4月21日

初等中等教育局高等学校振興課

(1) 調査方法

書面（アンケート）による調査

(2) 調査対象

通信制課程を置く高等学校323校

※令和7年5月1日現在の学校数（休校中や生徒募集停止中により令和7年5月1日に在籍生徒がない学校等を除く。）

(3) 実施時期

令和7年7月～8月

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容による。

(4) 調査時点

令和7年5月1日現在

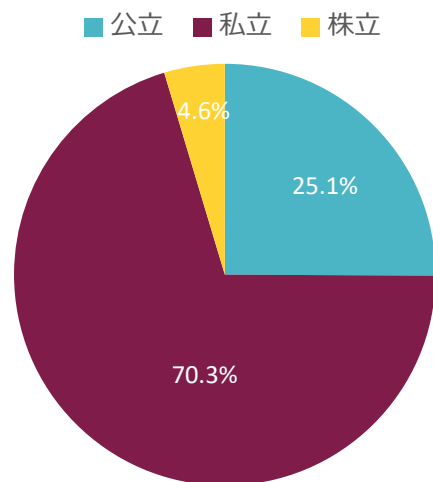
1. <u>設置形態</u>	P 4
2. <u>収容定員数・在籍生徒数</u>	P 7
3. <u>教諭等・講師及び助教諭の状況</u>	P 9
4. <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況</u>	P16
5. <u>通学頻度別コースの開設状況及び生徒数</u>	P18
6. <u>部活動のための寮がある学校数等</u>	P23
7. <u>入学者選抜の方法</u>	P24

目次

8.	<u>生徒の状況等</u>	P25
9.	<u>通信教育の状況</u>	P31
10.	<u>通信教育連携協力施設の状況</u>	P51
11.	<u>スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）</u>	P54
12.	<u>自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）</u>	P55
13.	<u>情報公開の状況（本校）</u>	P57
14.	<u>自己評価及び学校関係者評価の実施状況等（通信教育連携協力施設）</u>	P60
15.	<u>情報公開の状況（通信教育連携協力施設）</u>	P62

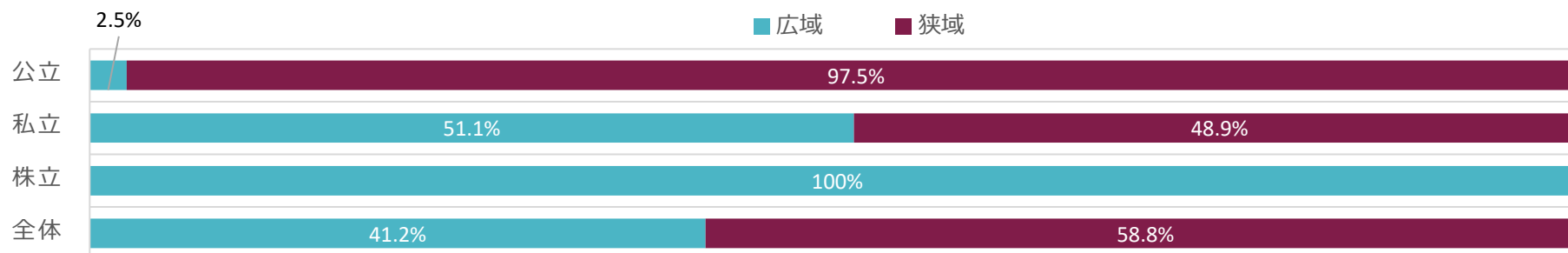
1. 設置形態

① 公立・私立・株式会社立の別



公立	私立	株立	合計 (学校数)
81	227	15	323

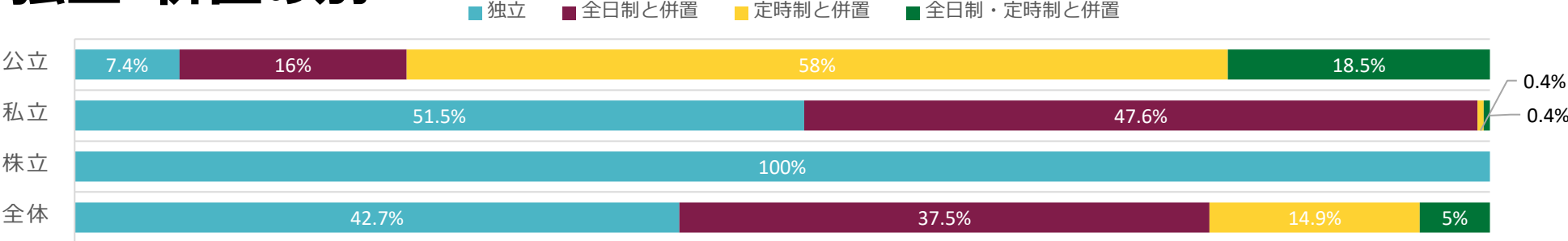
② 広域・狭域の別



	広域	狭域	合計 (学校数)
公立	2	79	81
私立	116	111	227
株立	15	0	15
全体	133	190	323

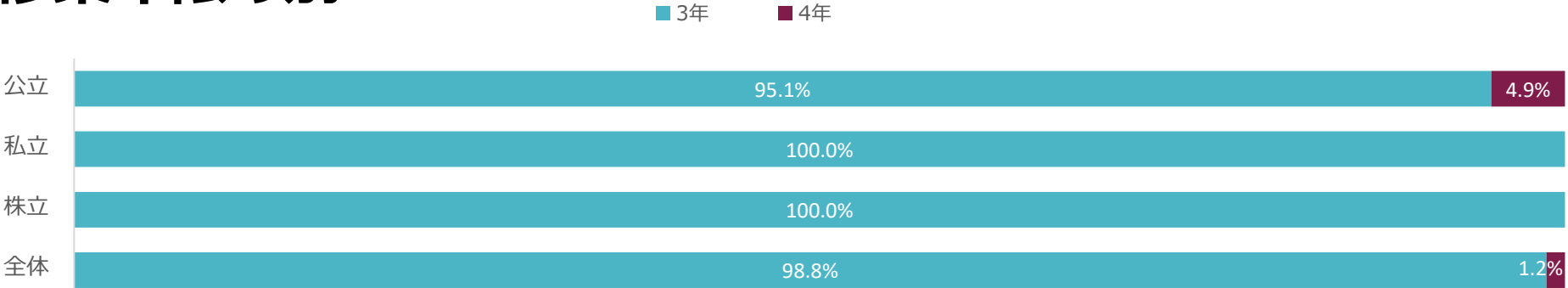
1. 設置形態

③ 独立・併置の別



	独立	全日制と併置	定時制と併置	全日制・定時制と併置	合計（学校数）
公立	6	13	47	15	81
私立	117	108	1	1	227
株立	15	0	0	0	15
全体	138	121	48	16	323

④ 修業年限の別



	3年	4年	合計（学校数）
公立	77	4	81
私立	227	0	227
株立	15	0	15
全体	319	4	323

※修業年限「3年」は「3年以上」と回答した学校を含み、修業年限「4年」は「4年以上」と回答した学校を含む。

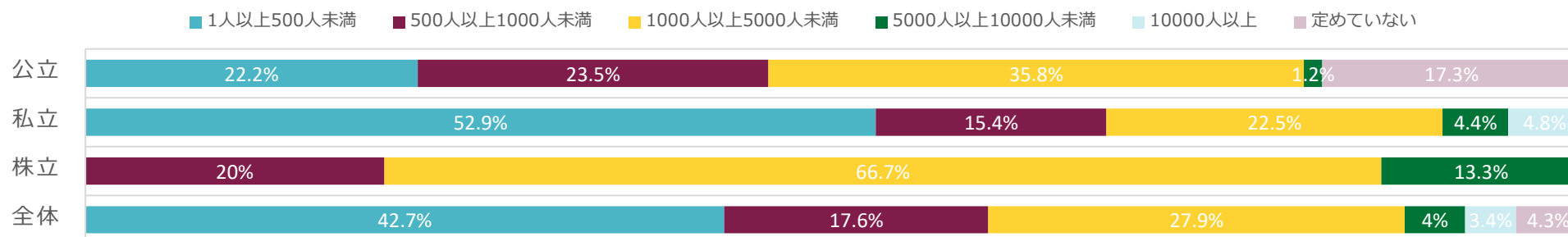
1. 設置形態

⑤ 設置学科（当該学科を設置している学校数）

	普通学科 (普通)	普通学科 (学際領域)	普通学科 (地域社会)	普通学科 (その他)	専門学科 (農業)	専門学科 (工業)	専門学科 (商業)	専門学科 (水産)	専門学科 (家庭)	専門学科 (看護)	専門学科 (情報)	専門学科 (福祉)	専門学科 (その他)	総合 学科
公立	80	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	1
私立	222	1	0	1	1	4	2	0	4	0	1	2	2	4
株立	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
全体 (当該学科を 設置している 学校数)	316	1	0	1	1	4	2	0	7	6	1	2	3	6

2. 収容定員数・在籍生徒数

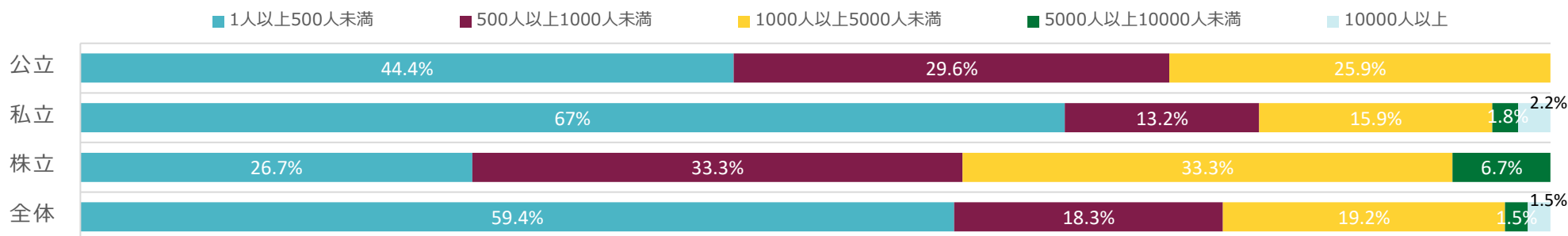
① 収容定員数別学校数



	1人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	定めていない	合計 (学校数)
公立	18	19	29	1	0	14 (◎)	81
私立	120	35	51	10	11	0	227
株立	0	3	10	2	0	0	15
全体	138	57	90	13	11	14 (◎)	323

◎収容定員数を定めていない学校については改善指導済み。

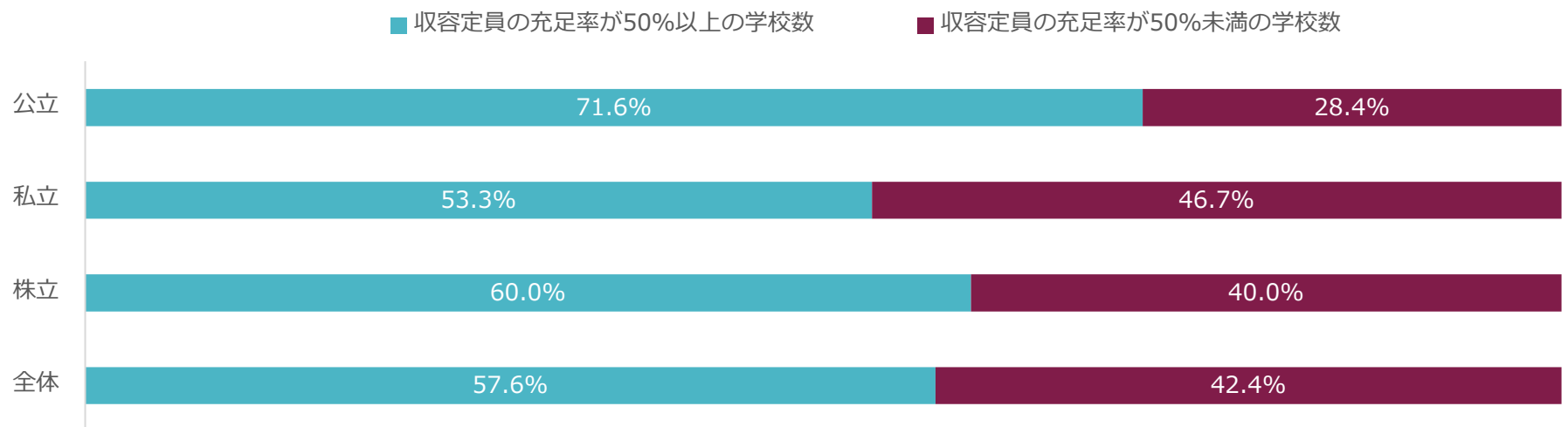
② 在籍生徒数別学校数



	1人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合計 (学校数)
公立	36	24	21	0	0	81
私立	152	30	36	4	5	227
株立	4	5	5	1	0	15
全体	192	59	62	5	5	323

2. 収容定員数・在籍生徒数

③ 収容定員の充足率



	収容定員の充足率が50%以上の学校数	収容定員の充足率が50%未満の学校数	合計 (学校数)
公立	48	19	67
私立	121	106	227
株立	9	6	15
全体	178	131	309

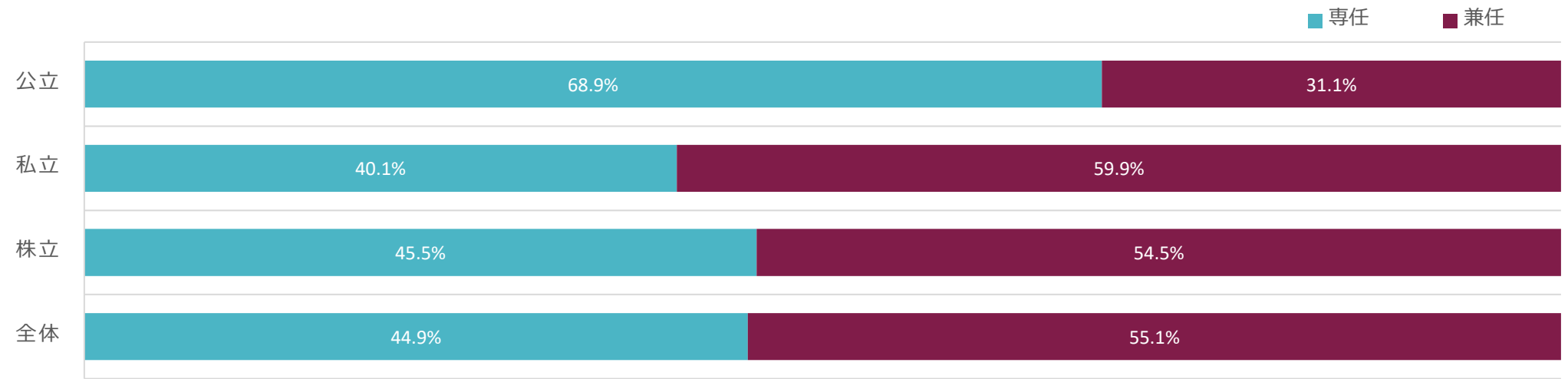
※収容定員の充足率は、「在籍生徒数÷収容定員数×100」とする。

※充足率が50%を満たせばよいというものではない。

※収容定員を定めていない学校14校は除く。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

① 教諭等・講師及び助教諭の数（専任・兼任の別）



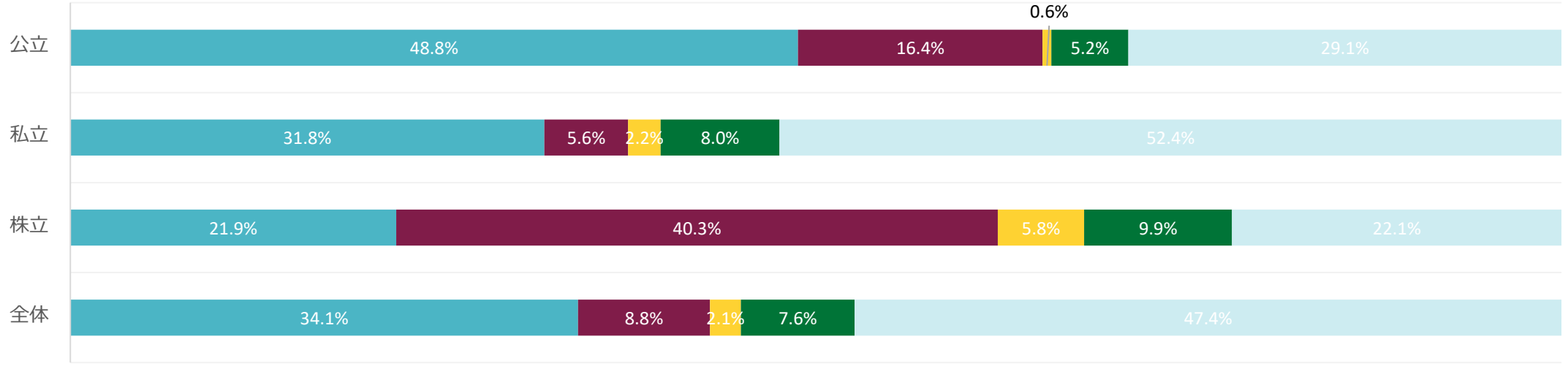
	専任			兼任			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,510	577	2,087	614	328	942	2,124	905	3,029
私立	4,823	1,286	6,109	1,358	7,757	9,115	6,181	9,043	15,224
株立	319	58	377	387	64	451	706	122	828
全体	6,652	1,921	8,573	2,359	8,149	10,508	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。
 ※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

② 教諭等・講師及び助教諭の数（週当たりの勤務時間別）

■ 週38時間45分～週40時間勤務 ■ 週30～38時間45分未満勤務 ■ 週20～30時間未満勤務 ■ 週10～20時間未満勤務 ■ 週0～10時間未満勤務



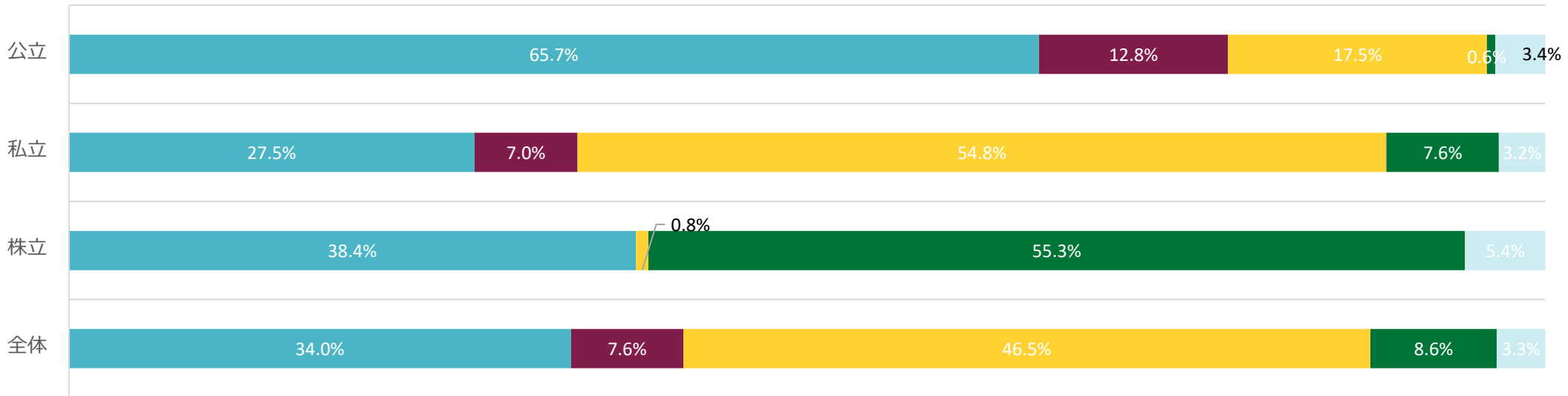
	週38時間45分～週40時間勤務			週30～38時間45分未満勤務			週20～30時間未満勤務			週10～20時間未満勤務			週0～10時間未満勤務			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,356	122	1,478	407	90	497	9	9	18	17	139	156	335	545	880	2,124	905	3,029
私立	4,212	627	4,839	610	245	855	123	209	332	156	1,059	1,215	1,080	6,903	7,983	6,181	9,043	15,224
株立	179	2	181	327	7	334	18	30	48	59	23	82	123	60	183	706	122	828
全体	5,747	751	6,498	1,344	342	1,686	150	248	398	232	1,221	1,453	1,538	7,508	9,046	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

③ 教諭等・講師及び助教諭の数（主な勤務場所別）

■ 当該校の通信制課程 ■ 当該校の全日制又は定時制課程 ■ 連携する面接指導等実施施設 ■ 連携する学習等支援施設 ■ その他



	当該校の通信制課程			当該校の全日制又は定時制課程			連携する面接指導等実施施設			連携する学習等支援施設			その他			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,401	589	1,990	237	151	388	451	80	531	11	6	17	24	79	103	2,124	905	3,029
私立	2,459	1,723	4,182	718	344	1,062	2,391	5,950	8,341	452	707	1,159	161	319	480	6,181	9,043	15,224
株立	247	71	318	0	0	0	7	0	7	417	41	458	35	10	45	706	122	828
全体	4,107	2,383	6,490	955	495	1,450	2,849	6,030	8,879	880	754	1,634	220	408	628	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。
 ※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

④ 教諭等の数（専任・兼任の別）

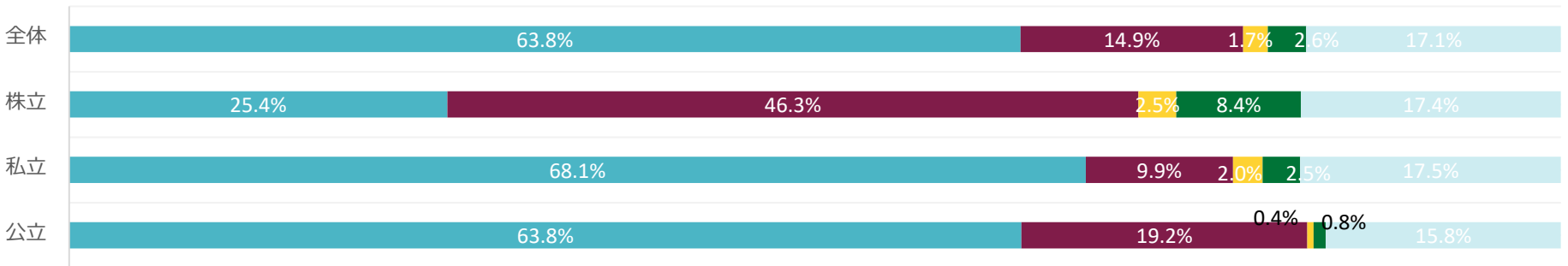
■ 専任の数 ■ 兼任の数



	専任	兼任	合計（教諭等の数）
公立	1,510	614	2,124
私立	4,823	1,358	6,181
株立	319	387	706
全体	6,652	2,359	9,011

⑤ 教諭等の数（週当たりの勤務時間別）

■ 週38時間45分～週40時間勤務 ■ 週30～38時間45分未満勤務 ■ 週20～30時間未満勤務 ■ 週10～20時間未満勤務 ■ 週0～10時間未満勤務

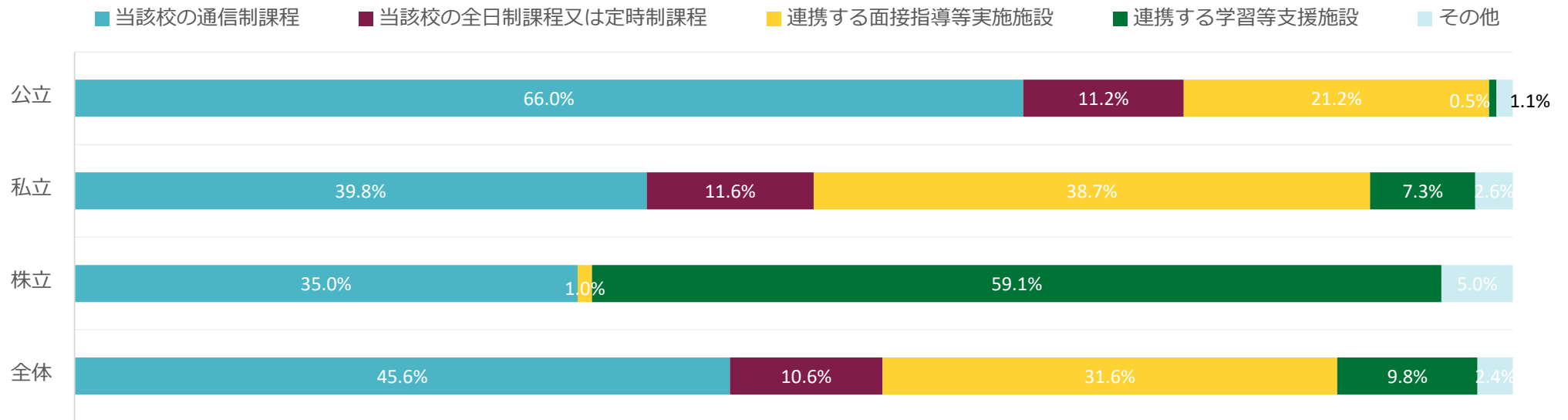


	週38時間45分～週40時間勤務	週30～38時間45分未満勤務	週20～30時間未満勤務	週10～20時間未満勤務	週0～10時間未満勤務	合計（教諭等の数）
公立	1,356	407	9	17	335	2,124
私立	4,212	610	123	156	1,080	6,181
株立	179	327	18	59	123	706
全体	5,747	1,344	150	232	1,538	9,011

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く）・指導教諭・教諭」とする。
 ※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

⑥ 教諭等の数（主な勤務場所別）

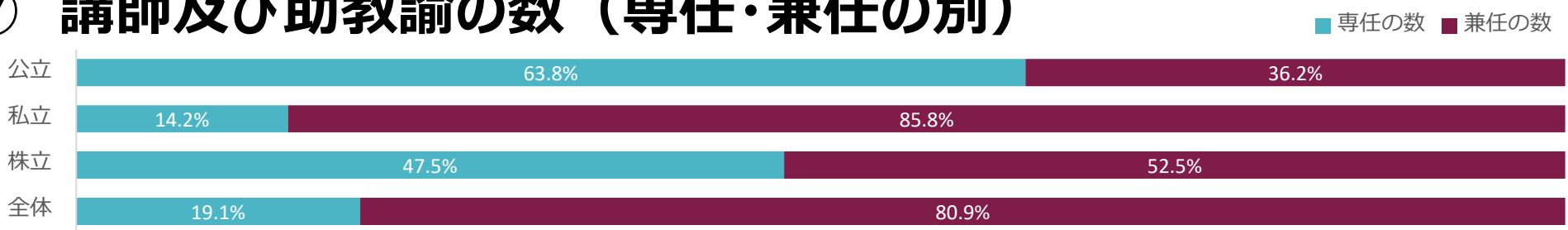


	当該校の通信制課程	当該校の全日制課程又は定時制課程	連携する面接指導等実施施設	連携する学習等支援施設	その他	合計 (教諭等の数)
公立	1,401	237	451	11	24	2,124
私立	2,459	718	2,391	452	161	6,181
株立	247	0	7	417	35	706
全体	4,107	955	2,849	880	220	9,011

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。
 ※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

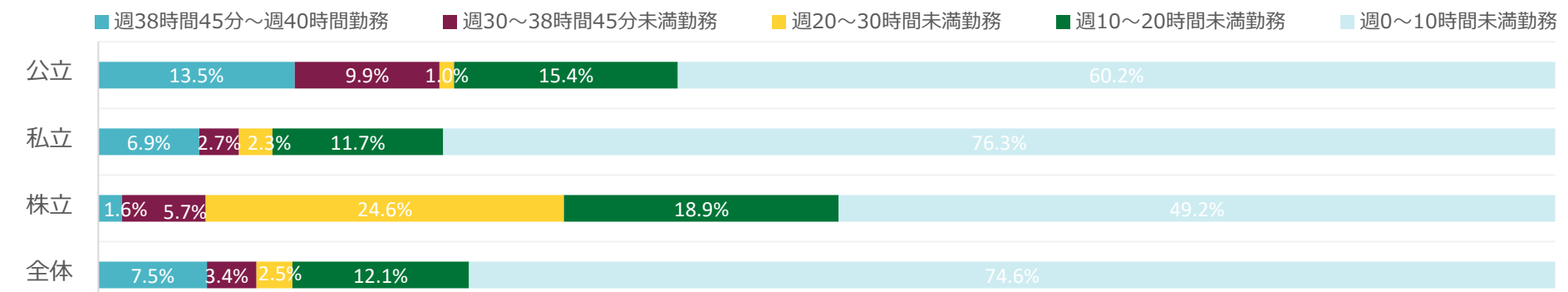
3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

⑦ 講師及び助教諭の数（専任・兼任の別）



	専任	兼任	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	577	328	905
私立	1,286	7,757	9,043
株立	58	64	122
全体	1,921	8,149	10,070

⑧ 講師及び助教諭の数（週当たりの勤務時間別）

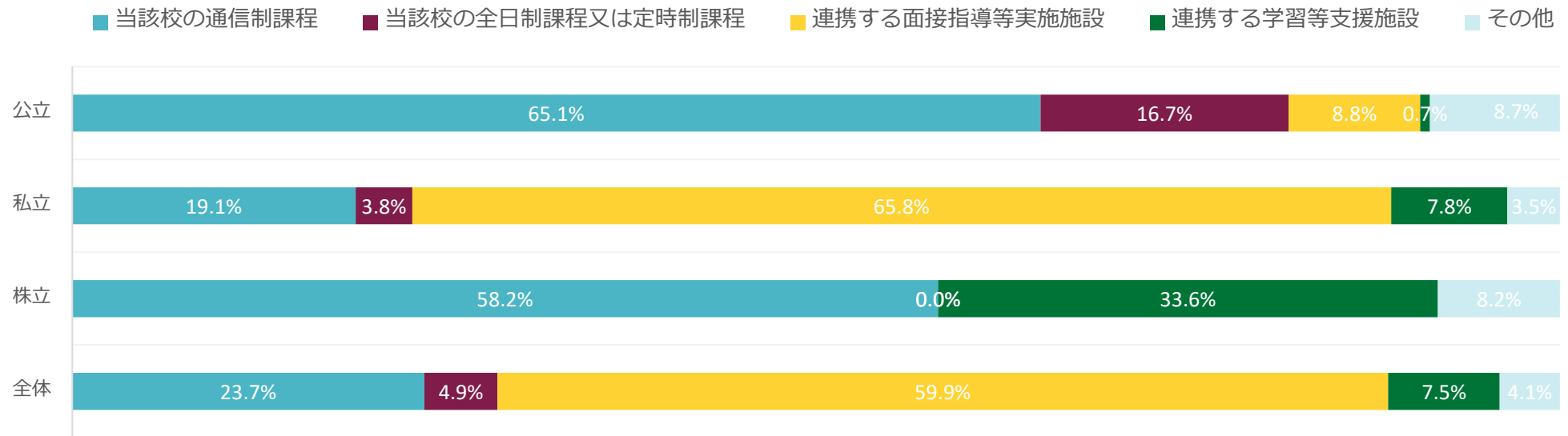


	週38時間45分～週40時間勤務	週30～38時間45分未満勤務	週20～30時間未満勤務	週10～20時間未満勤務	週0～10時間未満勤務	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	122	90	9	139	545	905
私立	627	245	209	1,059	6,903	9,043
株立	2	7	30	23	60	122
全体	751	342	248	1,221	7,508	10,070

※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

⑨ 講師及び助教諭の数（主な勤務場所別）

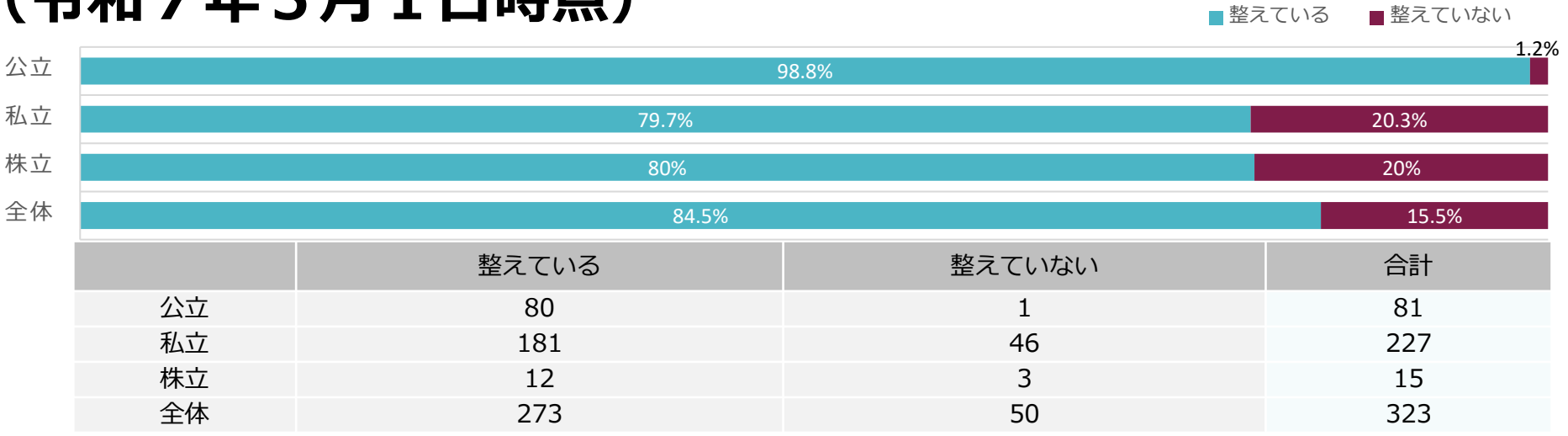


	当該校の通信制課程	当該校の全日制課程又は定時制課程	連携する面接指導等実施施設	連携する学習等支援施設	その他	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	589	151	80	6	79	905
私立	1,723	344	5,950	707	319	9,043
株立	71	0	0	41	10	122
全体	2,383	495	6,030	754	408	10,070

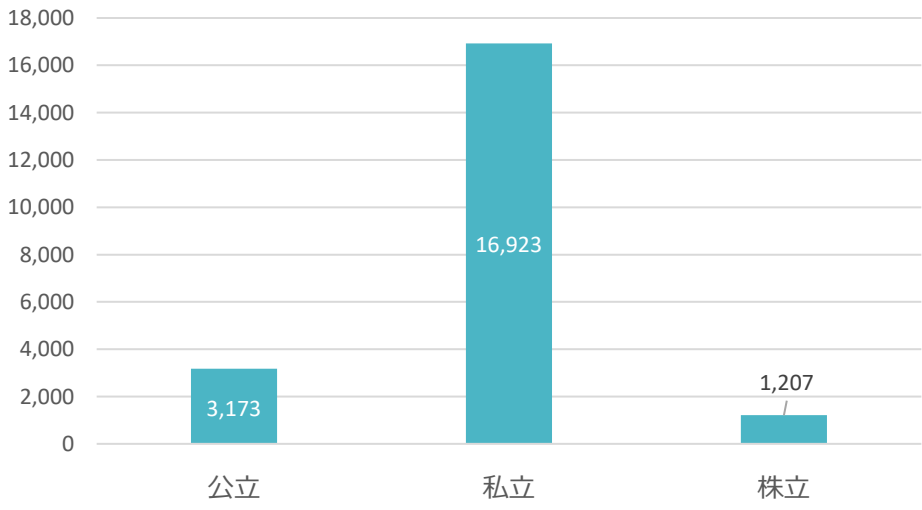
※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況

① スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校数 (令和7年5月1日時点)



② 令和6年度間にスクールカウンセラーによる支援を受けた生徒数 (延べ数)

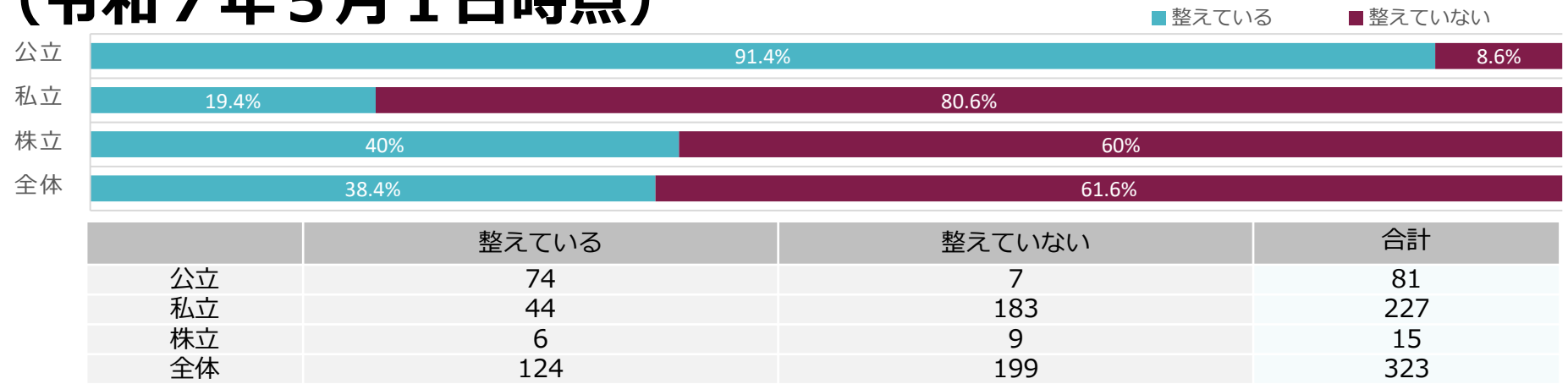


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
3,173	16,923	1,207	21,303

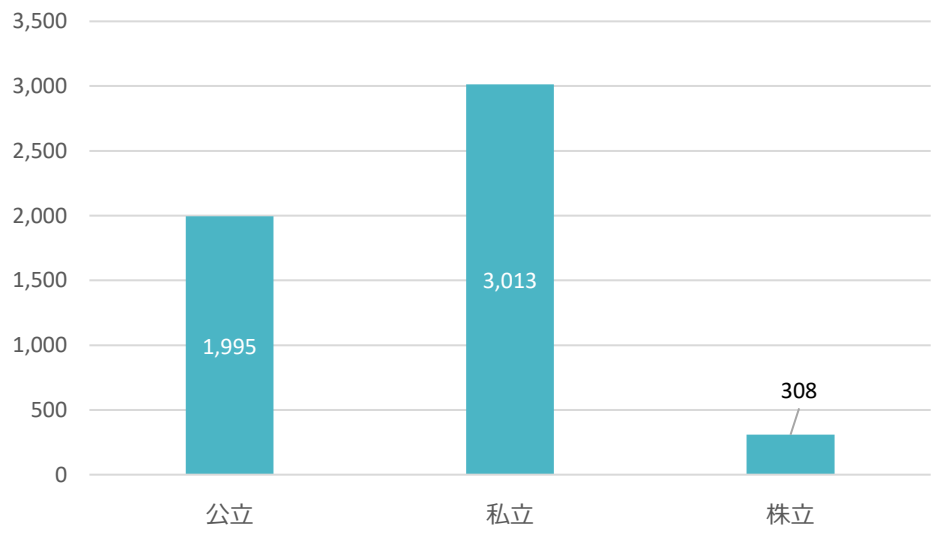
※②については、令和7年度開校の29校を除く。

4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況

③ スクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整えている学校数 (令和7年5月1日時点)



④ 令和6年度間にスクールソーシャルワーカーによる支援を受けた生徒数 (延べ数)

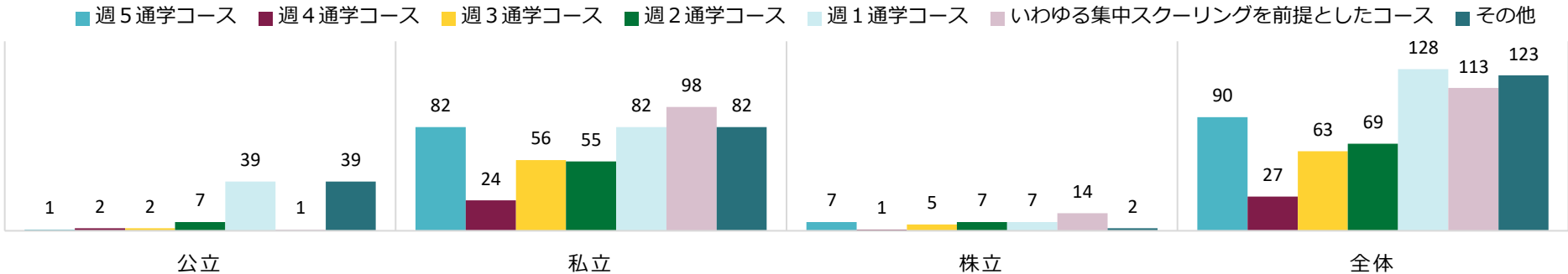


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
1,995	3,013	308	5,316

※④については、令和7年度開校の29校を除く。

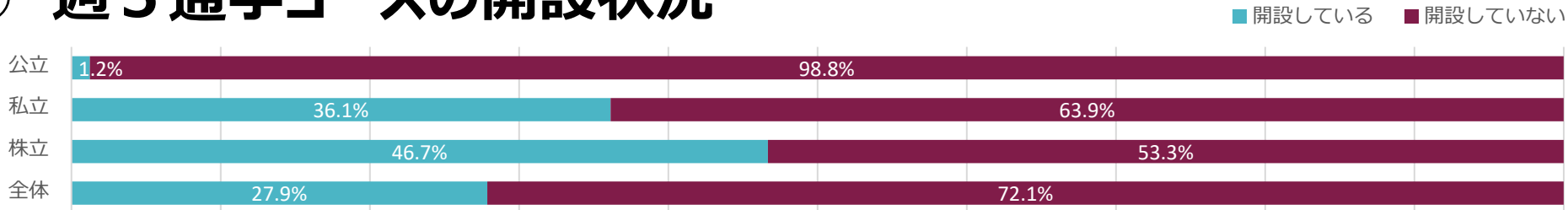
5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

① 通学頻度別コースの開設状況（当該コースを開設している学校数）



	週5通学コース	週4通学コース	週3通学コース	週2通学コース	週1通学コース	いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	その他
公立	1	2	2	7	39	1	39
私立	82	24	56	55	82	98	82
株立	7	1	5	7	7	14	2
全体（当該コースを開設している学校数）	90	27	63	69	128	113	123

② 週5通学コースの開設状況

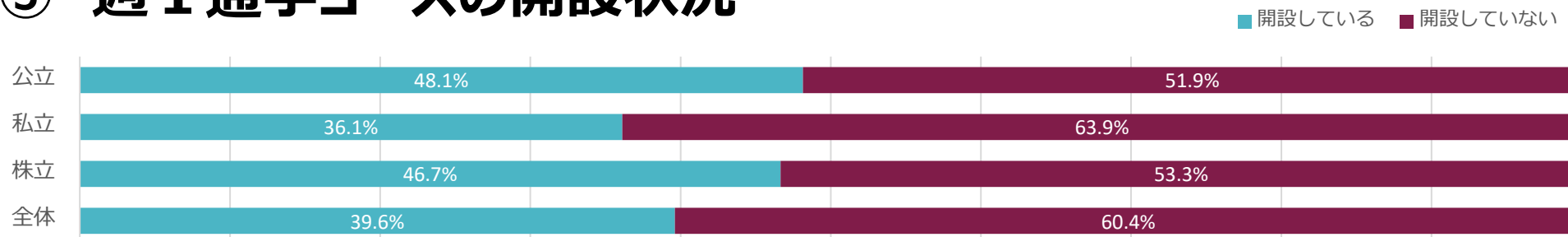


	開設している	開設していない	合計（学校数）
公立	1	80	81
私立	82	145	227
株立	7	8	15
全体	90	233	323

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規的教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。
 ※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。
 ※その他のコースとは、例えば、月に1～2回通学するコースや生徒の都合の良い日にいつでも通学することができるコース等である。

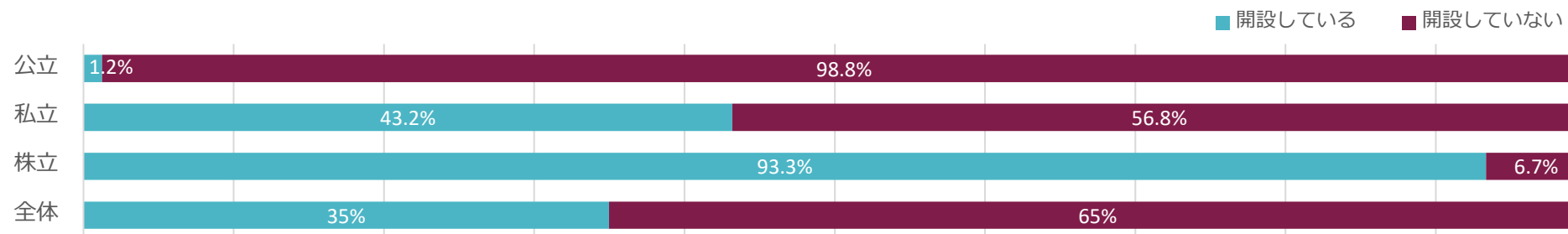
5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

③ 週1通学コースの開設状況



	開設している	開設していない	合計 (学校数)
公立	39	42	81
私立	82	145	227
株立	7	8	15
全体	128	195	323

④ いわゆる集中スクーリングを前提としたコースの開設状況



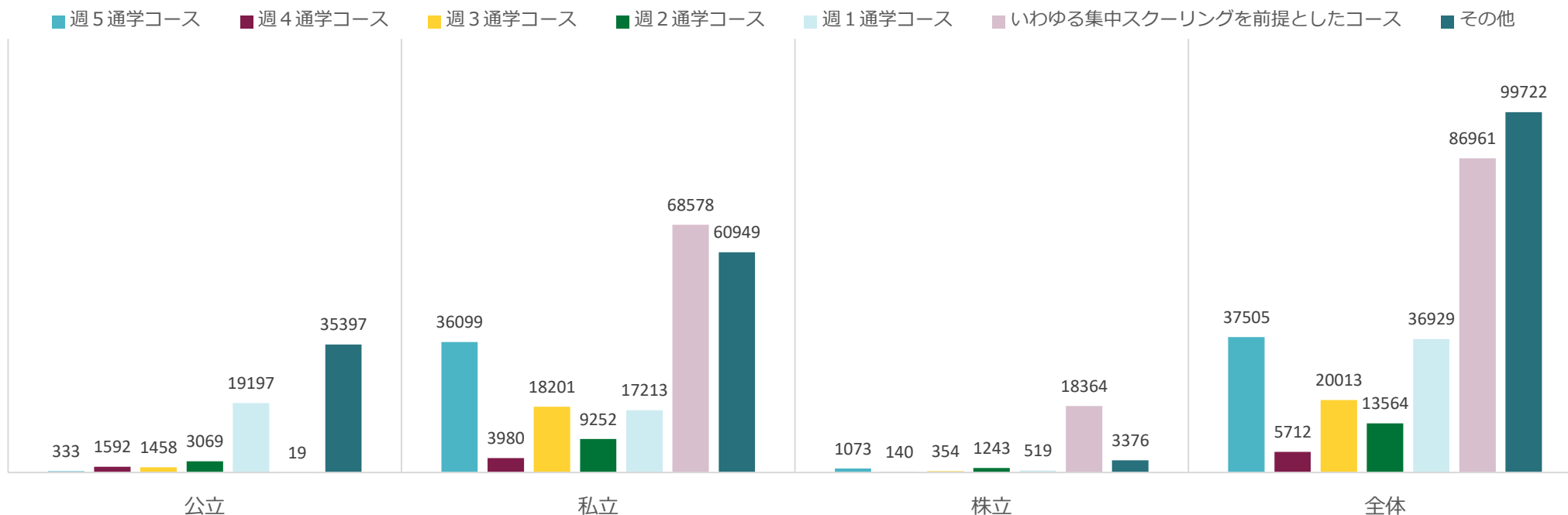
	開設している	開設していない	合計 (学校数)
公立	1	80	81
私立	98	129	227
株立	14	1	15
全体	113	210	323

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。

※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

⑤ 通学頻度別コース当たりの生徒数



	週5通学コース	週4通学コース	週3通学コース	週2通学コース	週1通学コース	いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	その他	合計(生徒数)
公立	333	1,592	1458	3,069	19,197	19	35,397	61,065
私立	36,099	3,980	18,201	9,252	17,213	68,578	60,949	214,272
株立	1,073	140	354	1,243	519	18,364	3,376	25,069
全体	37,505	5,712	20,013	13,564	36,929	86,961	99,722	300,406

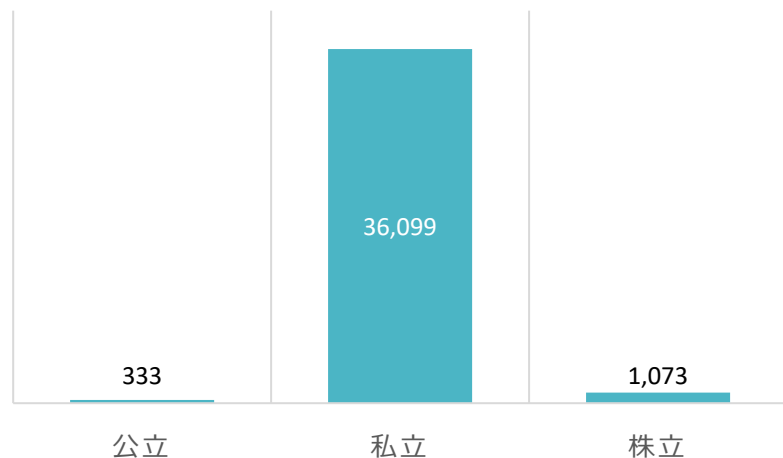
※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。

※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

※その他のコースとは、例えば、月に1～2回通学するコースや生徒の都合の良い日にいつでも通学することができるコース等である。

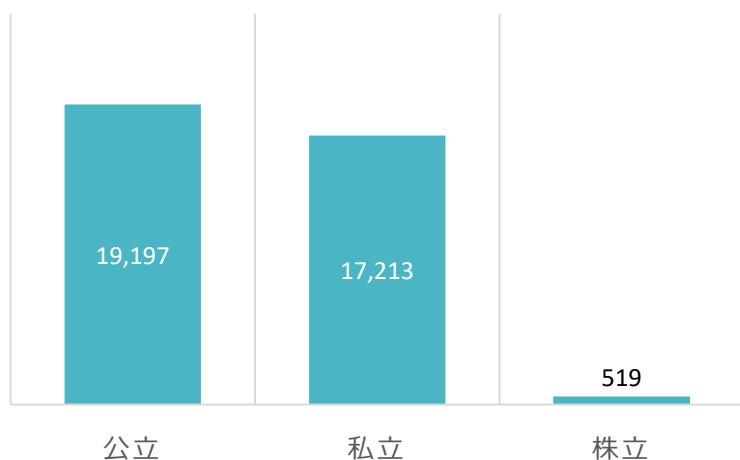
5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

⑥ 週5通学コースの生徒数



公立	私立	株立	合計 (生徒数)
333	36,099	1,073	37,505

⑦ 週1通学コースの生徒数

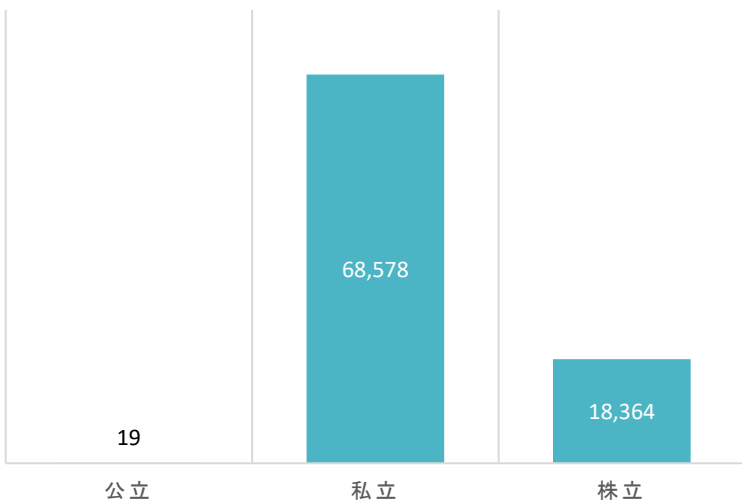


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
19,197	17,213	519	36,929

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。
※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

⑧ いわゆる集中スクーリングを前提としたコースの生徒数



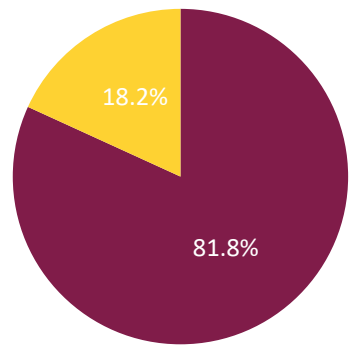
公立	私立	株立	合計 (生徒数)
19	68,578	18,364	86,961

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。
※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

6. 部活動のための寮がある学校数等

① 部活動のための寮がある学校数

■ 公立 ■ 私立 ■ 株立



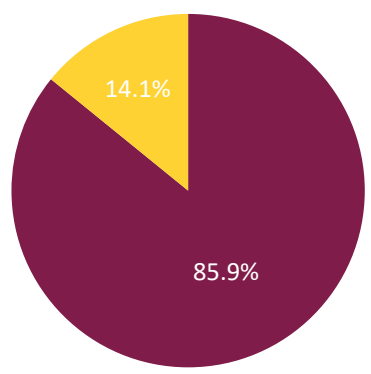
公立	私立	株立	合計 (学校数)
0	9	2	11

【設置されている（寮がある）部活動の種類】

野球部：9校 ゴルフ部：3校 バレー部：2校 バasketボール部：2校 サッカー部：3校 テニス部：1校 柔道部：1校 サーフィン部：1校 ボクシング部：1校

② 部活動で寮生活を行っている生徒数

■ 公立 ■ 私立 ■ 株立



公立	私立	株立	合計 (生徒数)
0	346	57	403

7. 入学者選抜の方法

① 入学者選抜の方法別学校数

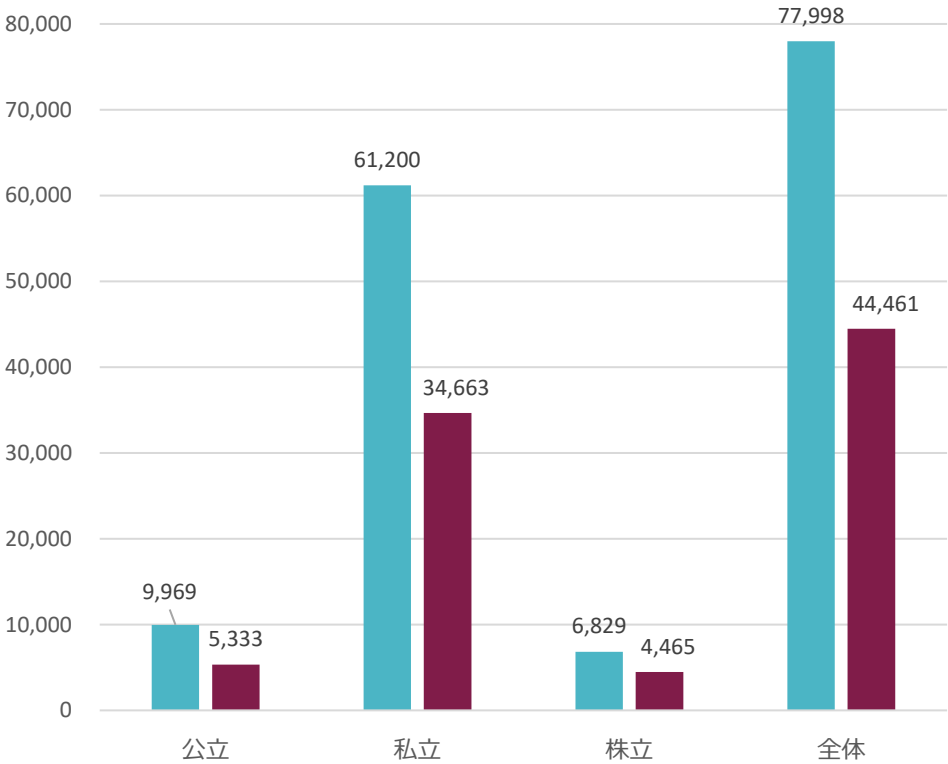
	学力検査問題 による検査	面接 による検査	小論文又は作文 による検査	調査書等の書類 による選考	その他
公立	15	67	33	56	4
私立	72	216	114	163	12
株立	4	13	7	11	0
全体 (当該入学者選抜の方法を 実施している学校数)	91	296	154	230	16

※ 1つの学校につき、複数の入学者選抜の方法を選択可能としている。

8. 生徒の状況等

① 令和7年度入学者数のうち中学3年生のときに不登校だった生徒数

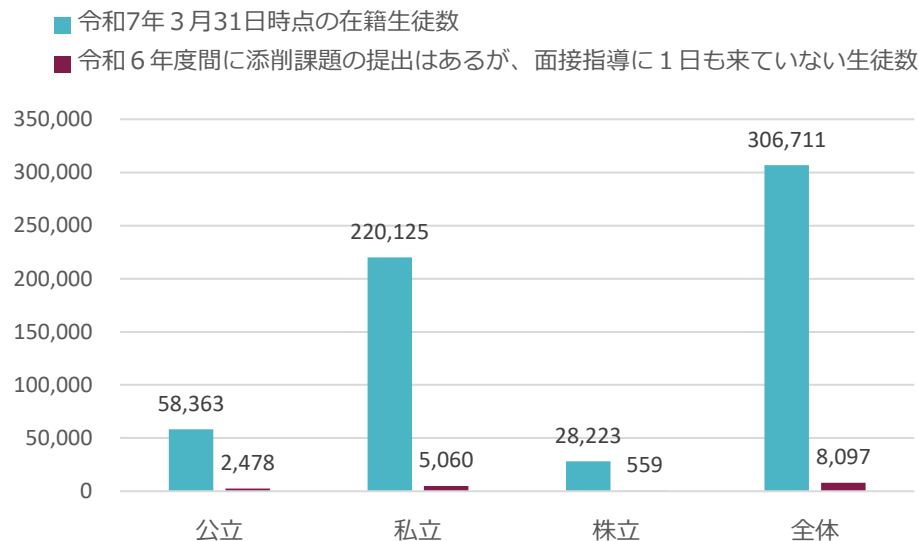
■ 令和7年度入学者数 ■ 中学3年生のときに不登校だった生徒数



	令和7年度入学者数 (A)	中学3年生のときに不登校だった生徒数 (B)	B/A (%)
公立	9,969	5,333	53.5
私立	61,200	34,663	56.6
株立	6,829	4,465	65.4
全体	77,998	44,461	57.0

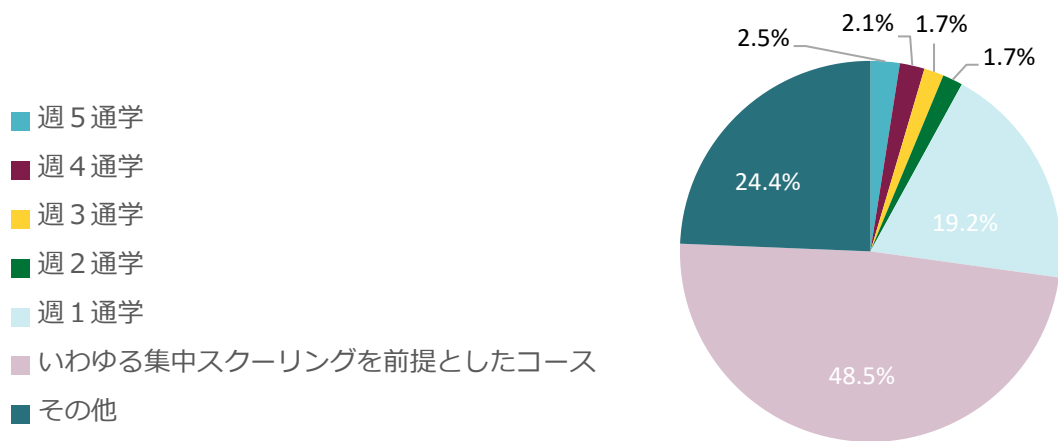
8. 生徒の状況等

② 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数



	令和7年3月31日時点の在籍生徒数 (A)	令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数 (B)	B/A (%)
公立	58,363	2,478	4.2%
私立	220,125	5,060	2.3%
株立	28,223	559	2.0%
全体	306,711	8,097	2.6%

③ 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数（コース別）



	令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数(B)
週5通学コース	201
週4通学コース	170
週3通学コース	136
週2通学コース	139
週1通学コース	1,556
いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	3,923
その他	1,972
合計（生徒数）	8,097

※令和7年度開校の29校を除く。

8. 生徒の状況等

④ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、その理由（当該理由を選択した生徒が在籍する学校数）

	学習に関する こと（学業不振、 授業内容、成績 低下 等）	学校生活に関する こと（進路への不 安、部活動等に 関するトラブル、制 服・行事等への不 適応 等）	教職員との関係 （教職員への反 抗・反発、教職 員とのトラブル 等）	友人との関係 （いじめに関 すること）	友人との関係 （トラブル（い じめ以外）、親 しい友人がいな い 等）	心身に関するこ と（感覚の敏感さ、 体調不良、不安・ 抑うつ、朝起きら れない、夜眠れな い、入院・療養 等）	生活習慣に関する こと（ゲーム・ス マホへの依存（傾 向を含む。）、あ そび・非行、居眠 り 等）	家庭に関するこ と（生活環境の 急激な変化、親 との関わり、家 族の介護、家庭 内の不和 等）	仕事に関するこ と（当日休むこ とができなかつ た 等）	その他
公立	26	14	1	0	9	50	27	30	23	4
私立	42	21	2	4	27	98	45	42	15	10
株立	6	3	2	2	6	13	9	8	8	1
全体 （当該理由を 選択した生徒 が在籍する学 校数）	74	38	5	6	42	161	81	80	46	15

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。

8. 生徒の状況等

⑤ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、各校で行っている現状を把握するための対応（当該対応を行っている学校数）

	教師による 定期的な連絡	専門・支援スタッフなど 教師以外による定期的な連絡	オンラインによる遠隔での カウンセリングの実施	その他
公立	53	8	1	5
私立	98	27	20	16
株立	14	6	9	3
全体 (当該対応を行っ ている学校数)	165	41	30	24

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。

8. 生徒の状況等

⑥ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、各校で行っている面接指導の出席を促すための対応（当該対応を行っている学校数）

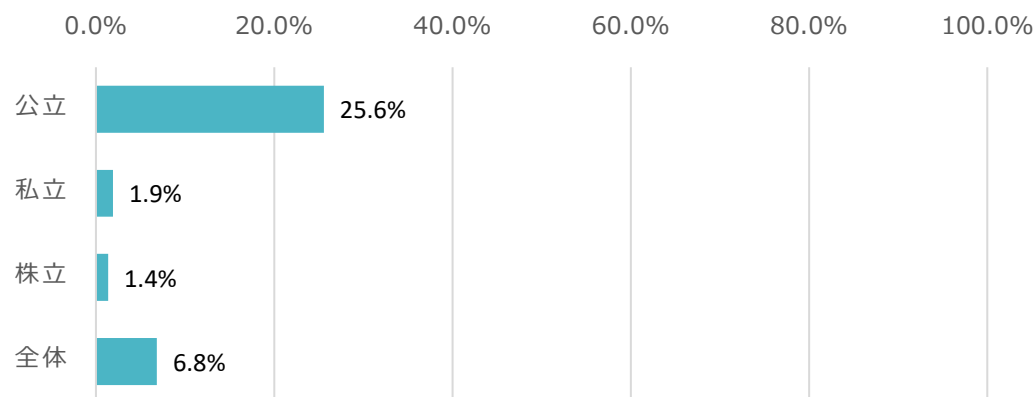
	養護教諭の配置	生徒のケア等を担当する専門・支援スタッフの配置充実	スクールカウンセラーによるカウンセリング機会の充実	スクールソーシャルワーカーによる関係機関への働きかけ	プロジェクト型学習や体験活動などを中心とした授業の工夫	キャリア教育や進路相談の充実	簿記や秘書検定等の資格取得の推進	その他
公立	23	16	50	30	5	20	0	6
私立	45	22	60	11	30	56	25	35
株立	10	6	11	7	8	11	6	8
全体 (当該対応を行っている学校数)	78	44	121	48	43	87	31	49

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。

※その他とは、例えば、専修学校等と連携した専門的な学習、通学圏内にサポート校を開設することによる通学に係る負担軽減・学習支援の充実とする。

8. 生徒の状況等

⑦ 令和7年5月1日時点の在籍生徒数のうち4年以上在籍している生徒数

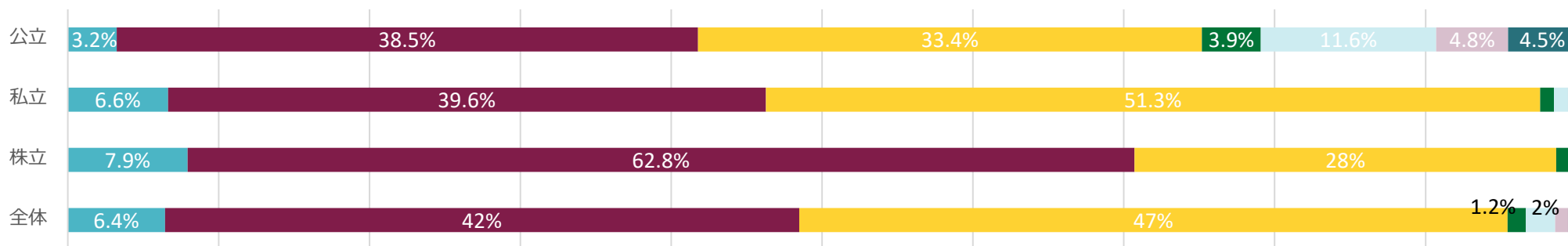


	令和7年5月1日時点の在籍生徒数 (A)	令和7年5月1日時点の在籍生徒数のうち、4年以上在籍している生徒数 (B)	B/A (%)
公立	59,192	15,132	25.6
私立	199,854	3,832	1.9
株立	22,560	307	1.4
全体	281,606	19,271	6.8

⑧ 令和6年度卒業生数（在籍期間別）

※令和4年度以降開校の73校を除く。

■ 0年以上1年未満在籍 ■ 1年以上3年未満在籍 ■ 3年間在籍 ■ 3年より長く4年未満在籍 ■ 4年間在籍 ■ 4年より長く6年未満在籍 ■ 6年以上在籍



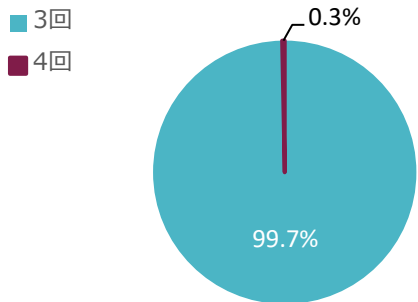
	0年以上1年未満在籍	1年以上3年未満在籍	3年間在籍	3年より長く4年未満在籍	4年間在籍	4年より長く6年未満在籍	6年以上在籍	合計 (令和6年度卒業生数)
公立	299	3,550	3,079	359	1,071	440	417	9,215
私立	4,765	28,428	36,813	651	669	307	96	71,729
株立	789	6,231	2,775	88	35	8	2	9,928
全体	5,853	38,209	42,667	1,098	1,775	755	515	90,872

※グラフの表示について、1%以下のデータラベルは省略。

9. 通信教育の状況（現代の国語）

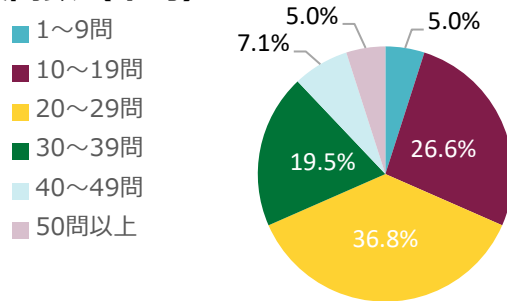
① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



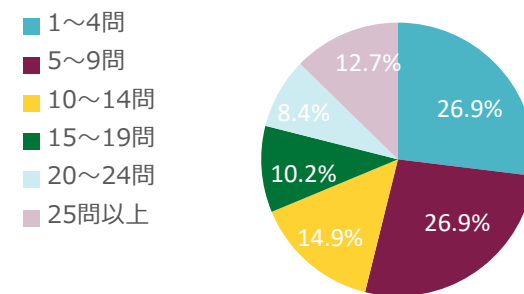
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	322	1	323

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	16	86	119	63
	40～49問	50問以上	合計	
学校数	23	16	323	

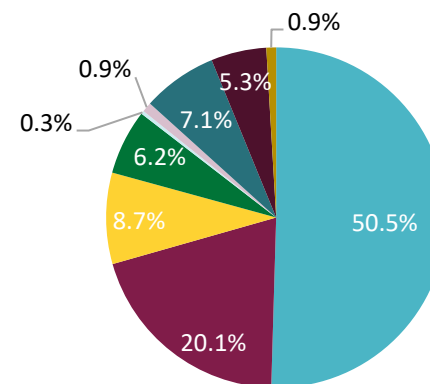
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	87	87	48	33
	20～24問	25問以上	合計	
学校数	27	41	323	

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）

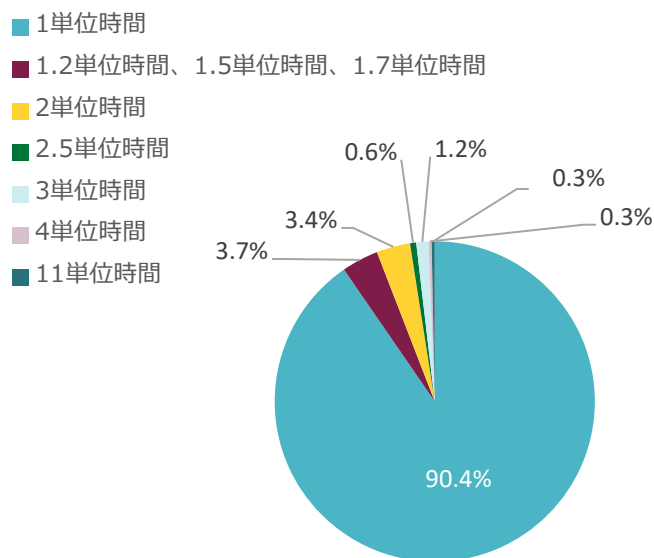


	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	163	65	28	20	1	3	23	17	3	323

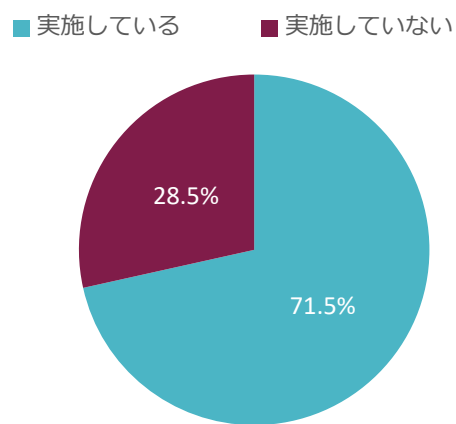
9. 通信教育の状況（現代の国語）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

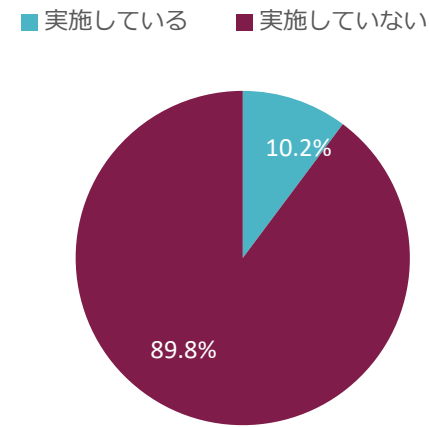
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	1単位時間 (標準時間)	1.2単位時間 1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間		
学校数	292	12	11		
	2.5単位時間	3単位時間	4単位時間	11単位時間	合計
	2	4	1	1	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	231	92	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	33	290	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

9. 通信教育の状況（現代の国語）

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	51	3	48	0	0	1	0	1	5	1
私立	55	5	75	1	4	39	1	7	76	24
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	8	2
全体	111	8	129	1	5	45	1	8	89	27

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

⑤ 学び直しの状況

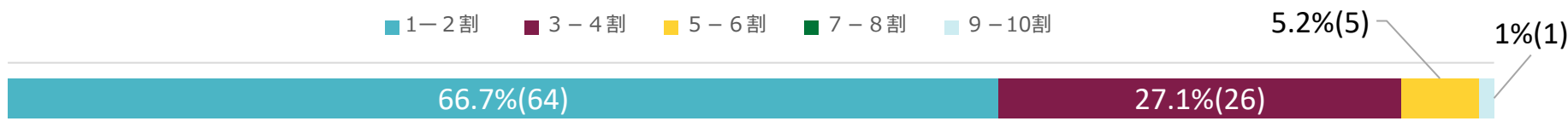
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

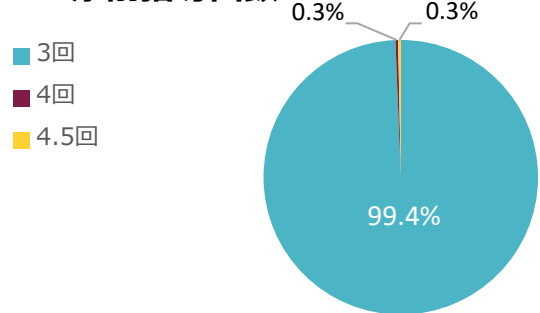
■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割



9. 通信教育の状況（歴史総合）

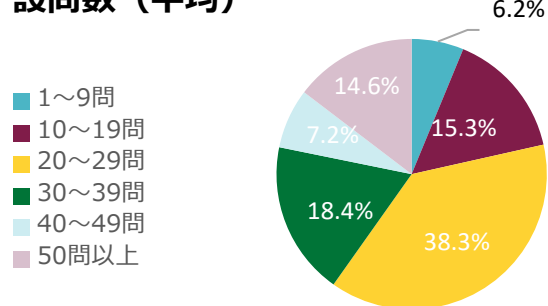
① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



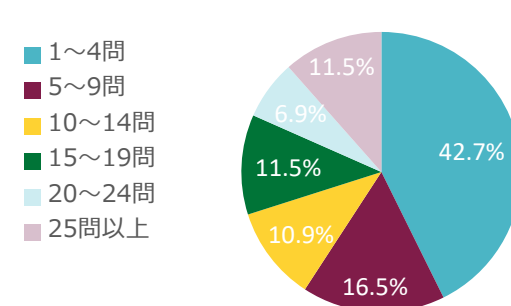
	3回 (標準回数)	4回	4.5回	合計
学校数	319	1	1	321

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問
学校数	20	49	123	59
40~49問	50問以上		合計	
	23	47	321	

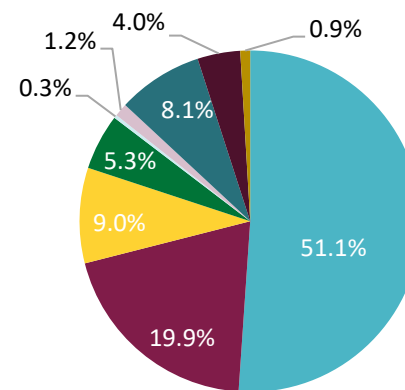
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問
学校数	137	53	35	37
20~24問	25問以上		合計	
	22	37	321	

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	164	64	29	17	1	4	26	13	3	321

※令和7年度初設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

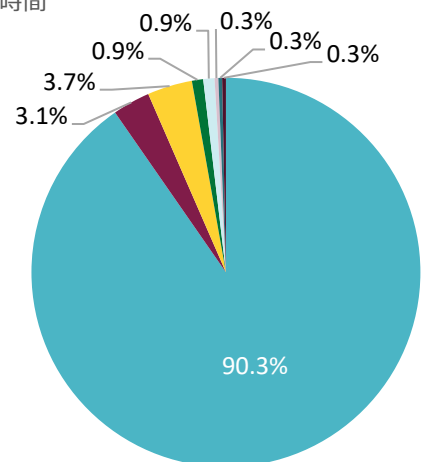
※1単位当たりの添削指導回数について、2単位で9回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を4.5回としている。

9. 通信教育の状況（歴史総合）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

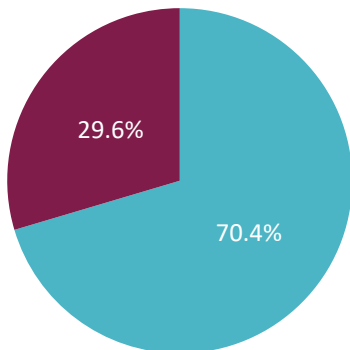
- 1単位時間
- 1.5単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.5単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間



	1単位時間 (標準時間)	1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.5単位時間	
学校数	290	10	12	3	
	3単位時間	3.5単位時間	4単位時間	6単位時間	合計
学校数	3	1	1	1	321

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

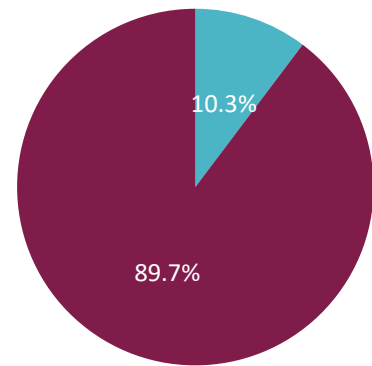
- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	226	95	321

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	33	288	321

※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

9. 通信教育の状況（歴史総合）

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	46	2	46	0	0	1	0	1	4	1
私立	54	5	78	1	4	37	4	8	75	23
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	5	2
全体	105	7	127	1	5	43	4	9	84	26

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割

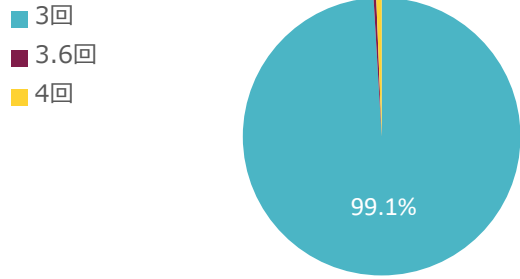


※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

9. 通信教育の状況（数学Ⅰ）

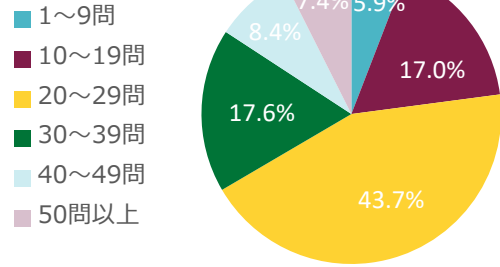
① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



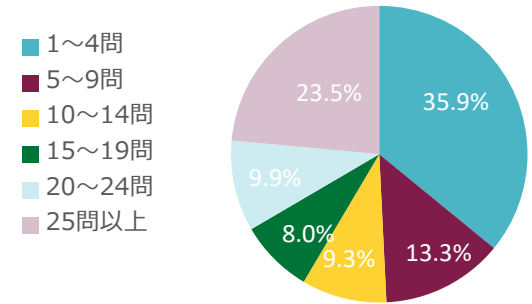
	3回 (標準回数)	3.6回	4回	合計
学校数	320	1	2	323

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	19	55	141	57
40～49問	50問以上		合計	
	27	24	323	

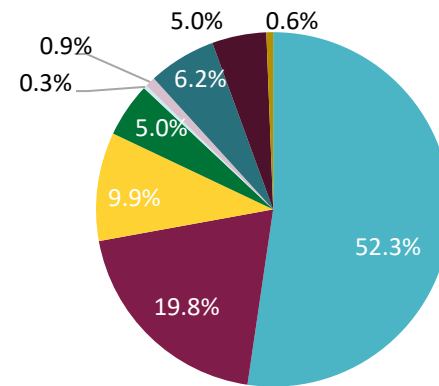
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	116	43	30	26
20～24問	25問以上		合計	
	32	76	323	

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



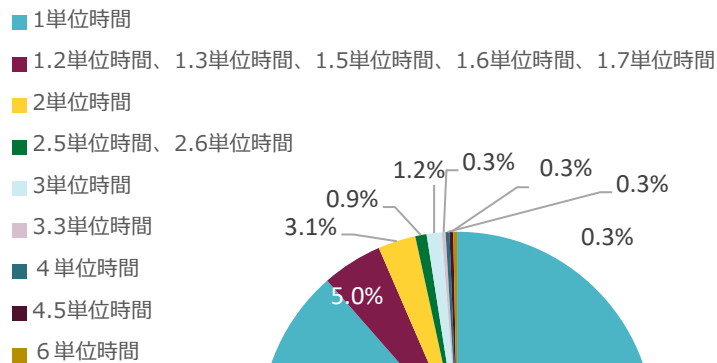
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	169	64	32	16	1	3	20	16	2	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、5単位で18回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.6回としている。

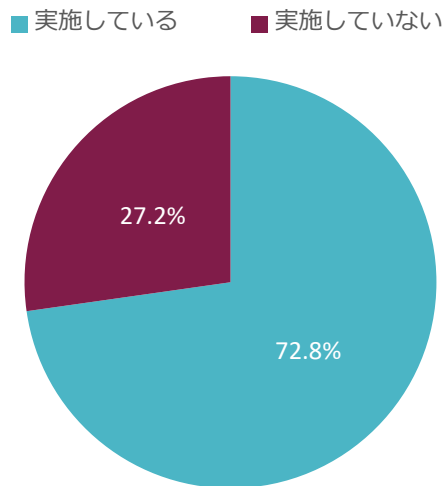
9. 通信教育の状況（数学Ⅰ）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

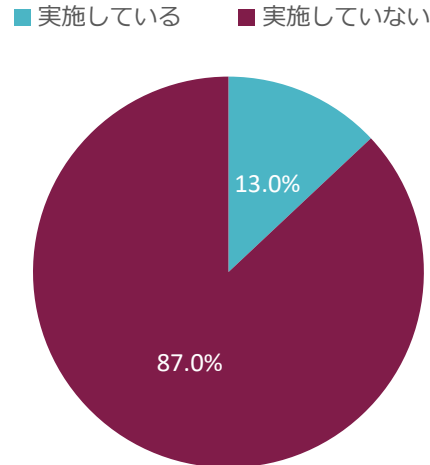
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	1単位時間 (標準時間)					2単位時間	2.5単位時間 2.6単位時間	3単位時間
	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間			
学校数	286	16	10	3	4			
	3.3単位時間	4単位時間	4.5単位時間	6単位時間	合計			
	1	1	1	1	323			

	実施している	実施していない	合計		実施している	実施していない	合計
	学校数	235	88		323	学校数	42

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

9. 通信教育の状況（数学Ⅰ）

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	53	4	49	0	0	6	1	1	7	1
私立	54	6	79	1	5	38	1	7	79	27
株立	5	0	5	0	1	5	0	0	6	2
全体	112	10	133	1	6	49	2	8	92	30

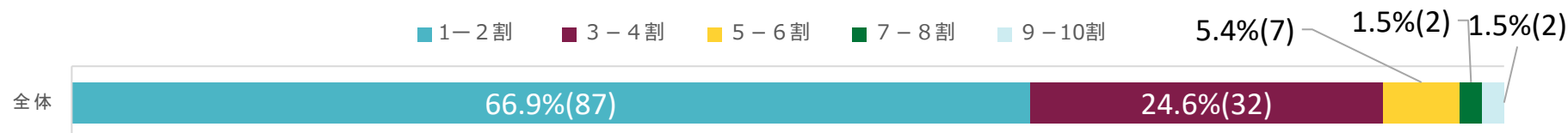
※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

⑤ 学び直しの状況

○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数



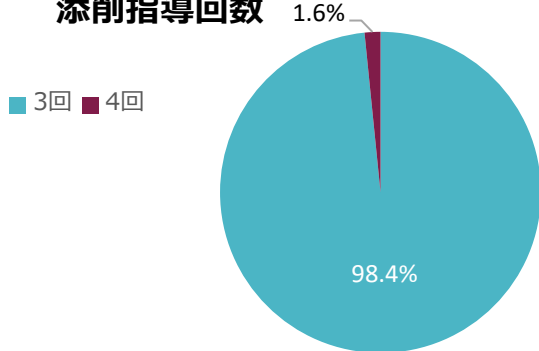
○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合



9. 通信教育の状況（生物基礎）

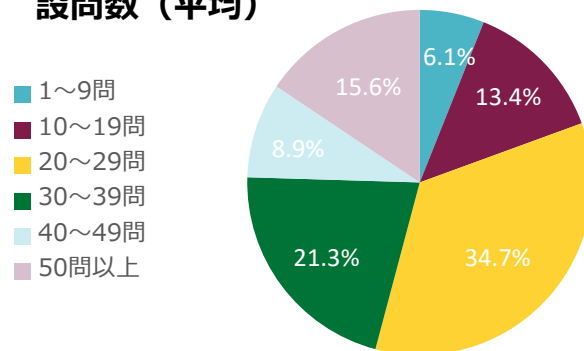
① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



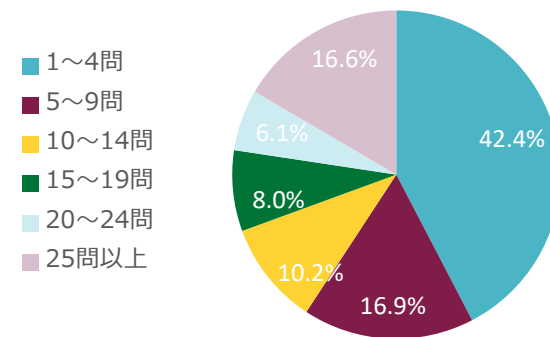
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	309	5	314

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1~9問	10~19問	20~29問	
学校数	19	42	109	
	30~39問	40~49問	50問以上	合計
	67	28	49	314

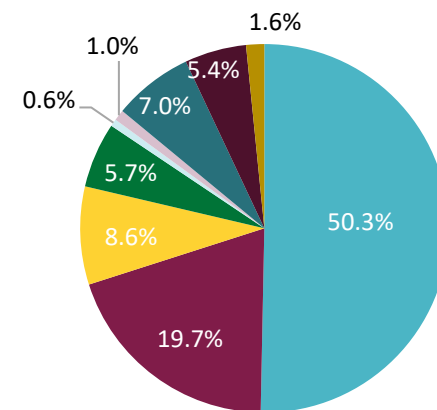
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1~4問	5~9問	10~14問	
学校数	133	53	32	
	15~19問	20~24問	25問以上	合計
	25	19	52	314

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



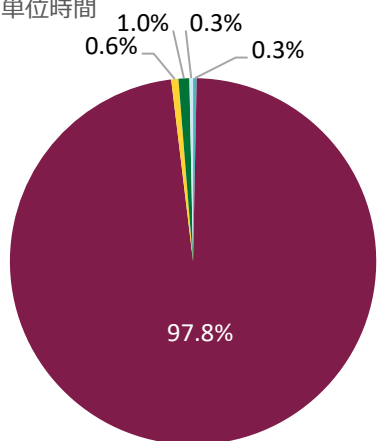
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	158	62	27	18	2	3	22	17	5	314

9. 通信教育の状況（生物基礎）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

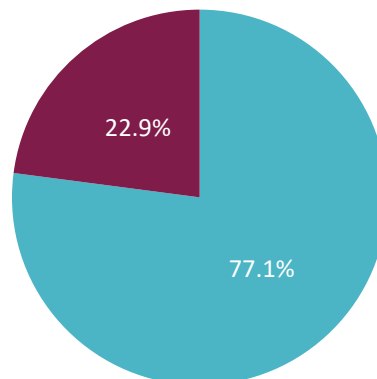
- 3単位時間
- 4単位時間
- 4.3単位時間、4.5単位時間
- 5単位時間
- 5.5単位時間



	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	307	2
5単位時間		5.5単位時間	合計
3		1	314

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

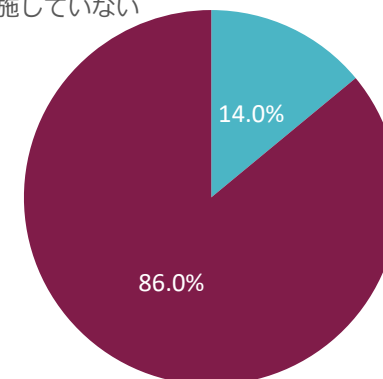
- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	242	72	314

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	44	270	314

※「生物基礎」の科目の開講がない9校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、2単位で9単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

9. 通信教育の状況（生物基礎）

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	56	3	49	0	1	2	1	2	5	0
私立	58	7	84	1	4	38	1	7	81	26
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	6	2
全体	119	10	139	1	6	45	2	9	92	28

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

⑤ 学び直しの状況

○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数



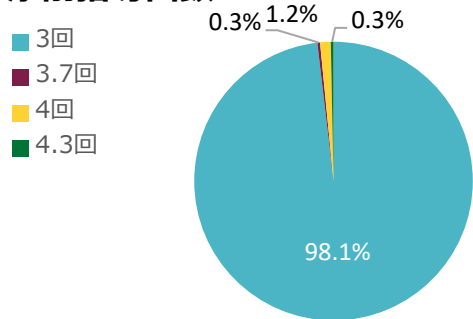
○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合



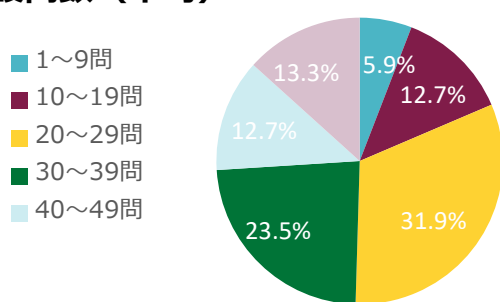
9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

① 各校で定める添削指導回数及び設問数

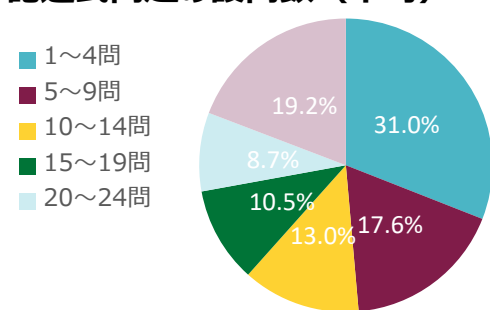
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



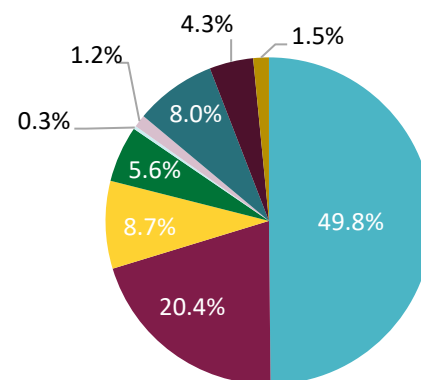
	3回 (標準回数)	3.7回	4回	4.3回	合計
学校数	317	1	4	1	323

	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問	40~49問	合計
学校数	19	41	103	76	41	323

	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問	20~24問	25問以上	合計
学校数	100	57	42	34	28	62	323

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



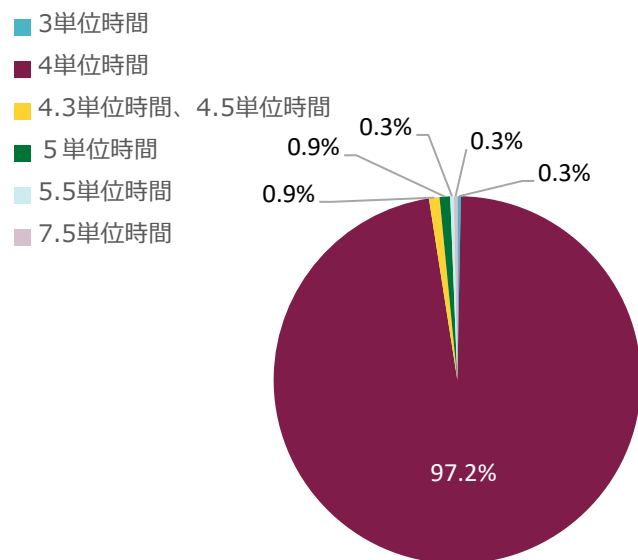
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	161	66	28	18	1	4	26	14	5	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、例えば、3単位で11回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.7回としている。

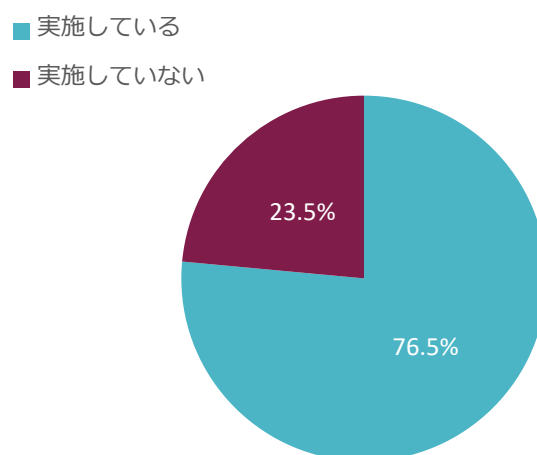
9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

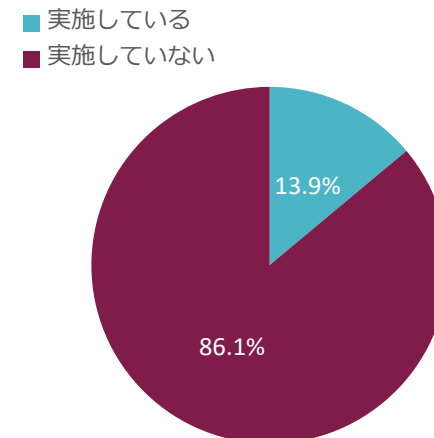
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	314	3
	5単位時間	5.5単位時間	7.5単位時間
			合計
	3	1	1
			323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	247	76	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	45	278	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、4単位で18単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	58	3	51	0	0	2	1	2	7	2
私立	57	6	86	1	4	39	1	8	81	26
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	6	2
全体	120	9	140	1	5	46	2	10	94	30

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

⑤ 学び直しの状況

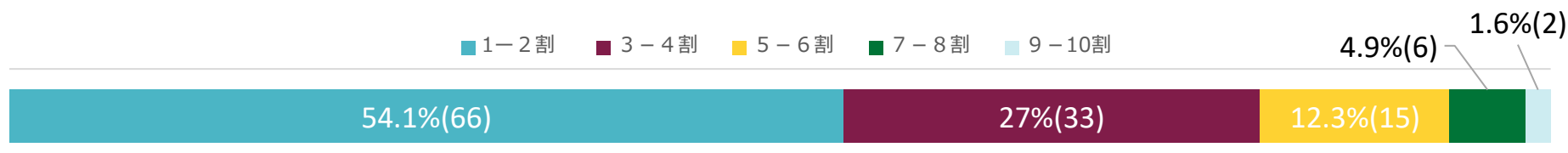
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

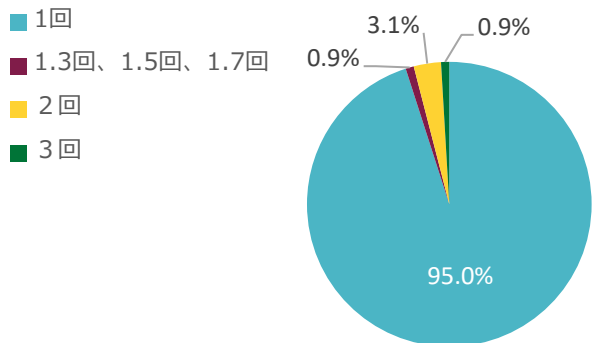
■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割



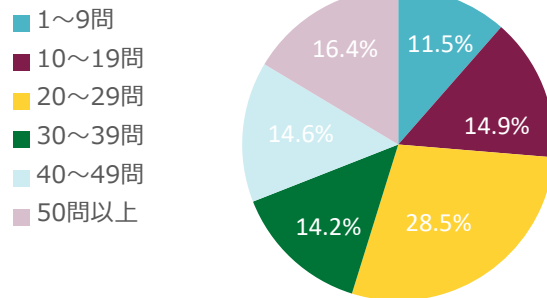
9. 通信教育の状況（体育）

① 各校で定める添削指導回数及び設問数

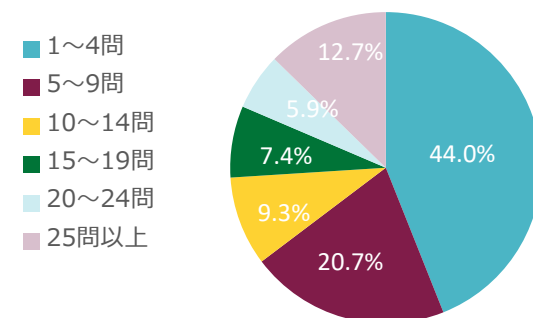
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



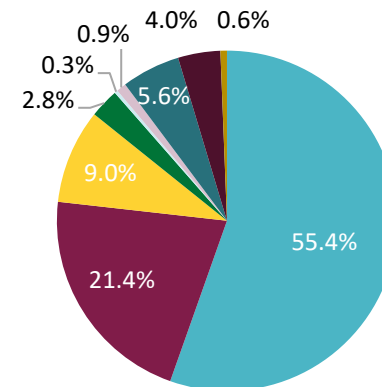
	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	3回	合計
学校数	307	3	10	3	323

	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問	40~49問	50問以上	合計
学校数	37	48	92	46	47	53	323

	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問	20~24問	25問以上	合計
学校数	142	67	30	24	19	41	323

② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



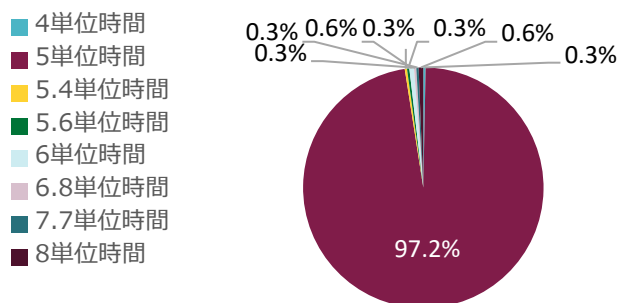
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	179	69	29	9	1	3	18	13	2	323

※1単位当たりの添削指導回数について、例えば、8単位で12回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を1.5回としている。

9. 通信教育の状況（体育）

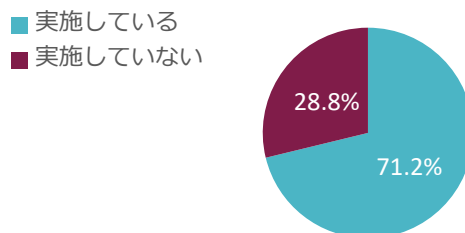
③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



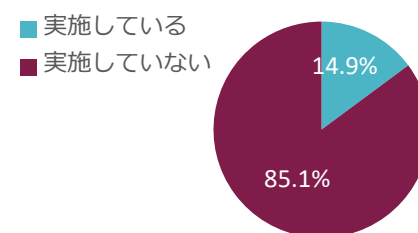
	4単位時間	5単位時間 (標準時間)	5.4単位時間	5.6単位時間
学校数	1 (◎)	314	1	1
6単位時間	6.8単位時間	7.7単位時間	8単位時間	合計
2	1	1	2	323

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	230	93	323

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	48	275	323

④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	39	2	41	0	0	2	3	4	5	0
私立	61	7	84	1	4	40	4	11	71	21
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	7	3
全体	105	9	131	1	5	47	7	15	83	24

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、7単位で54単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を7.7単位時間としたりしている。

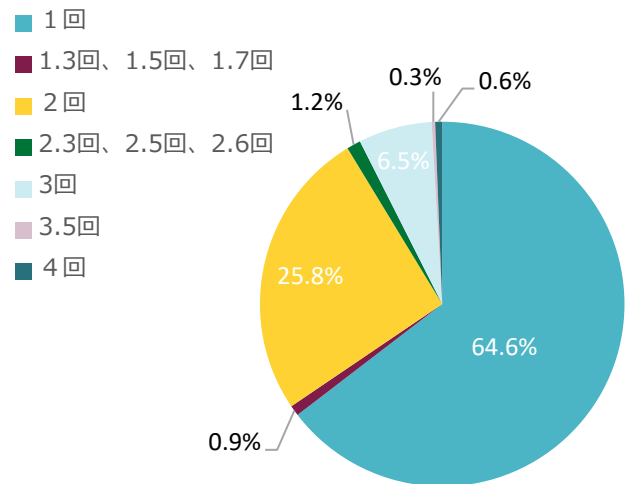
※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

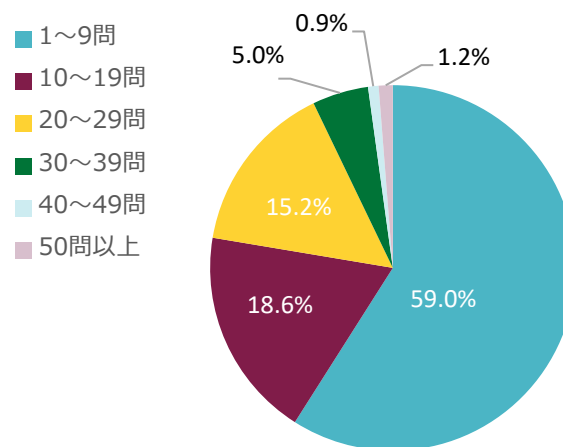
9. 通信教育の状況（総合的な探究の時間）

① 各校で定める添削指導回数及び設問数

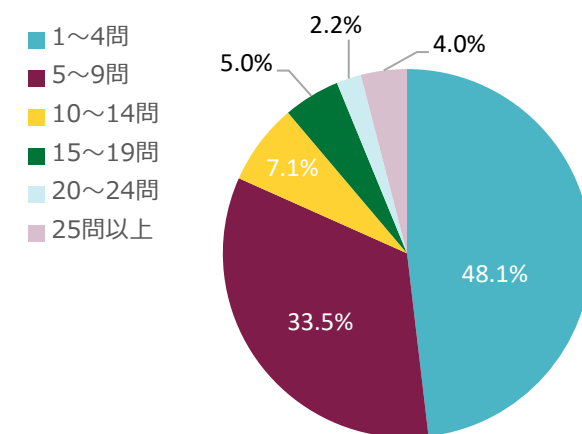
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	2.3回 2.5回 2.6回
学校数	208	3	83	4
3回	3.5回	4回	合計	
	21	1	2	322

	1～9問	10～19問	20～29問	
学校数	190	60	49	
30～39問	40～49問	50問以上	合計	
	16	3	4	322

	1～4問	5～9問	10～14問	
学校数	155	108	23	
15～19問	20～24問	25問以上	合計	
	16	7	13	322

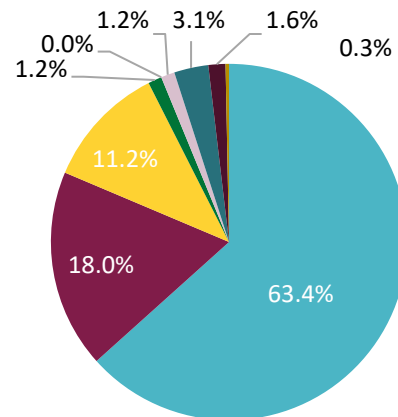
※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

※1単位当たりの添削指導回数について、開設コースごとに回数が異なる場合は全てのコースの平均回数としたり、例えば、2単位で7回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.5回としたりしている。

9. 通信教育の状況（総合的な探究の時間）

② 各校で定める添削課題の種類

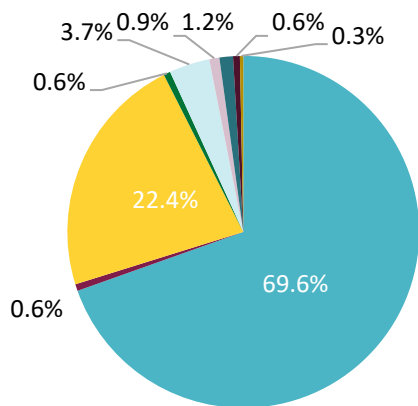
- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



学校数	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
204	58	36	4	0	4	10	5	1	322	

③ 各校で定める面接指導の単位時間数

- 1単位時間
- 1.3単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.3単位時間、2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.1単位時間、3.3単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間
- 7.5単位時間



	1単位時間 (標準時間)	1.3単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.3単位時間 2.5単位時間	3単位時間
学校数	224	2	72	2	12
3.1単位時間 3.3単位時間	4単位時間	6単位時間	7.5単位時間	合計	
3	4	2	1	322	

※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

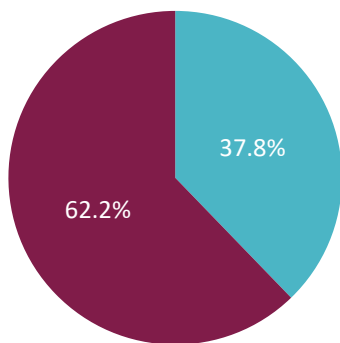
※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、3単位で10単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を3.3単位時間としたりしている。

9. 通信教育の状況（特別活動）

① 各校で定める多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免状況

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

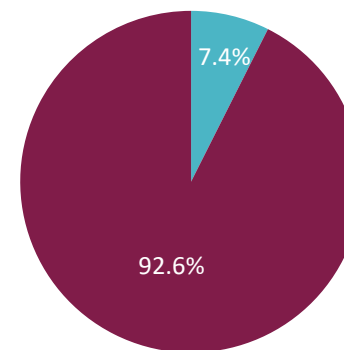
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	122	201	323

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

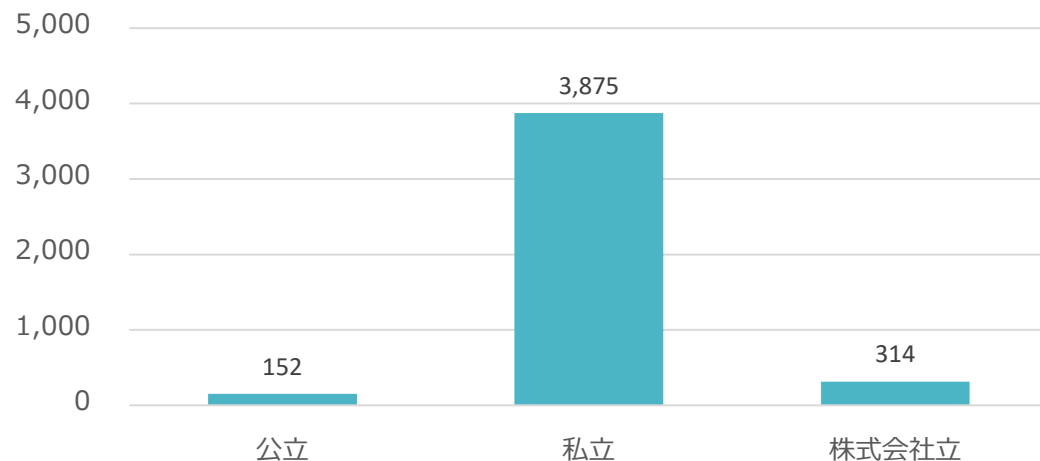
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	24	299	323

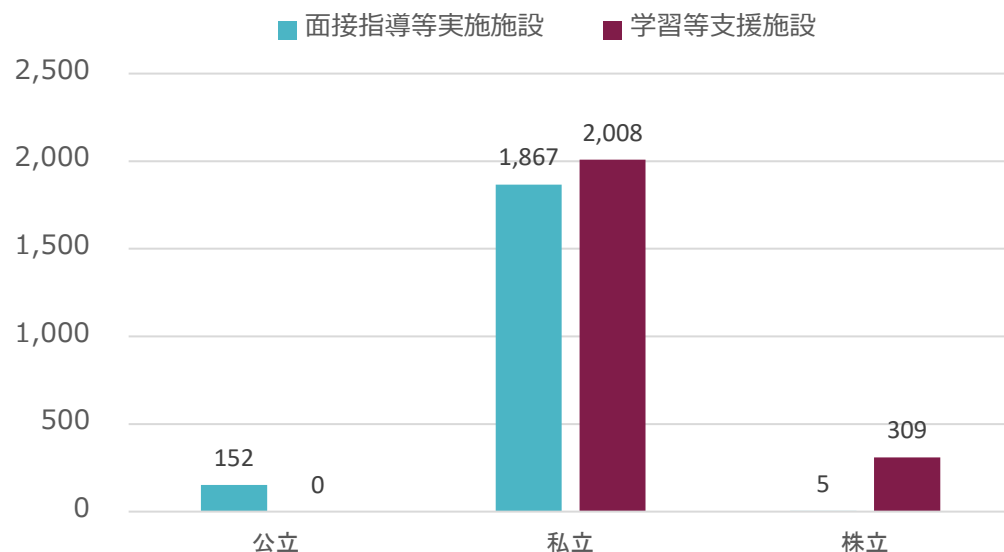
10. 通信教育連携協力施設の状況

① 通信教育連携協力施設の数



公立	私立	株立	合計
152	3,875	314	4,341

② 通信教育連携協力施設の数 (面接指導等実施施設又は学習等支援施設の別)



	面接指導等 実施施設	学習等 支援施設	合計
公立	152	0	152
私立	1,867	2,008	3,875
株立	5	309	314
全体	2,024	2,317	4,341

10. 通信教育連携協力施設の状況

③ 通信教育連携協力施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計 (施設数)
公立	107	11	0	0	0	0	34 (◎)	152
私立	3327	335	52	38	13	23	87 (◎)	3,875
株立	263	40	9	0	0	2	0	314
全体	3,697	386	61	38	13	25	121 (◎)	4,341

④ 面接指導等実施施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計 (施設数)
公立	107	11	0	0	0	0	34 (◎)	152
私立	1,421	272	48	38	13	23	52 (◎)	1,867
株立	1	3	0	0	0	1	0	5
全体	1,529	286	48	38	13	24	86 (◎)	2,024

⑤ 学習等支援施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計
公立	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	1,906	63	4	0	0	0	35 (◎)	2,008
株立	262	37	9	0	0	1	0	309
全体	2,168	100	13	0	0	1	35 (◎)	2,317

※「定めていない」には、複数の施設でまとめて収容定員数を設定している場合を含むものとする。

◎ 収容定員数を定めていない施設については学校に改善指導済み。

10. 通信教育連携協力施設の状況

⑥ 通信教育連携協力施設数（在籍生徒数別）

	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計 (施設数)
公立	47	99	5	1	0	0	0	152
私立	1,545	2,122	147	38	11	6	6	3,875
株立	93	205	15	1	0	0	0	314
全体	1,685	2,426	167	40	11	6	6	4,341

※在籍生徒数が0人の1,685施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが1,061施設存在する。

⑦ 面接指導等実施施設数（在籍生徒数別）

	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計
公立	47	99	5	1	0	0	0	152
私立	742	934	132	36	11	6	6	1,867
株立	4	1	0	0	0	0	0	5
全体	793	1,034	137	37	11	6	6	2,024

※在籍生徒数が0人の793施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが193施設存在する。

⑧ 学習等支援施設数（在籍生徒数別）

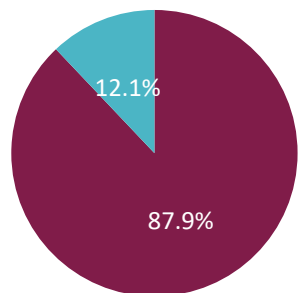
	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計
公立	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	803	1,188	15	2	0	0	0	2,008
株立	89	204	15	1	0	0	0	309
全体	892	1,392	30	3	0	0	0	2,317

※在籍生徒数が0人の892施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが868施設存在する。

11. スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

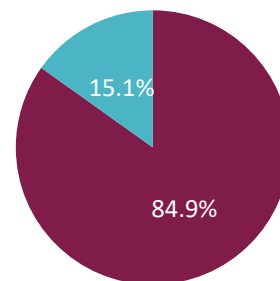
① グラデュエーション・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	190	37	227
株立	13	2	15
全体	284	39	323

■ 公表している ■ 公表していない

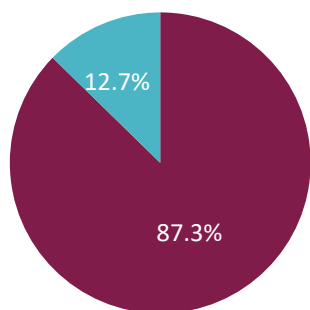


	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	148	42	190
株立	12	1	13
全体	241	43	284

※策定していない学校は除く。

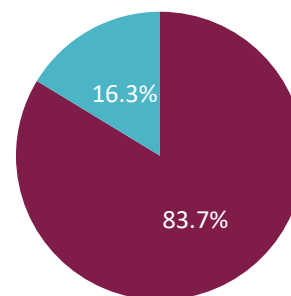
② カリキュラム・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	188	39	227
株立	13	2	15
全体	282	41	323

■ 公表している ■ 公表していない

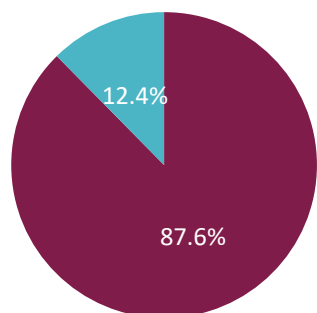


	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	144	44	188
株立	11	2	13
全体	236	46	282

※策定していない学校は除く。

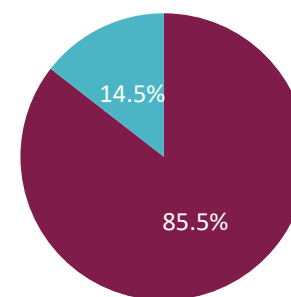
③ アドミッション・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	189	38	227
株立	13	2	15
全体	283	40	323

■ 公表している ■ 公表していない



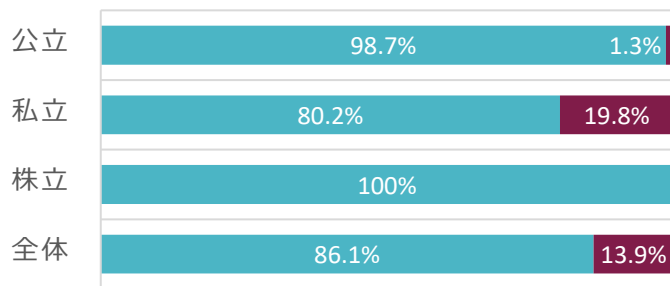
	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	149	40	189
株立	12	1	13
全体	242	41	283

※策定していない学校は除く。

12. 自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）

① 自己評価の実施・公表・設置者への報告状況

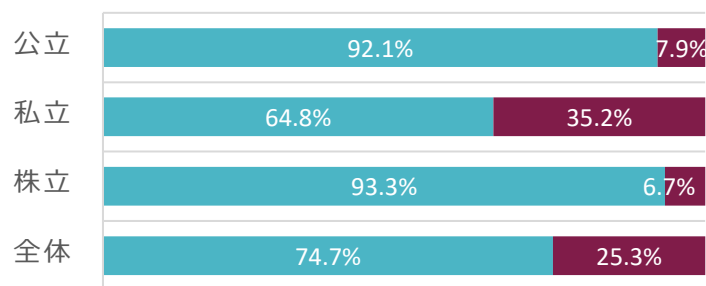
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	76	1	77
私立	162	40	202
株立	15	0	15
全体	253	41	294

※令和7年度開校の29校を除く。

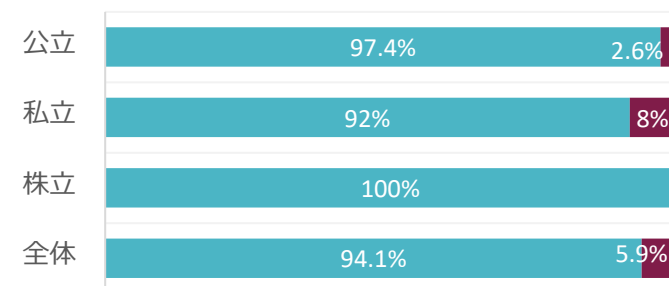
■ 公表している ■ 公表していない



	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	70	6	76
私立	105	57	162
株立	14	1	15
全体	189	64	253

※実施していない学校は除く。

■ 報告している ■ 報告していない



	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	74	2	76
私立	149	13	162
株立	15	0	15
全体	238	15	253

※実施していない学校は除く。

【参考】学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

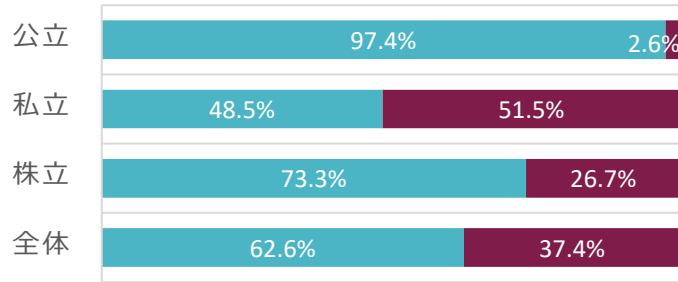
第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

12. 自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）

② 学校関係者評価の実施・公表・設置者への報告状況

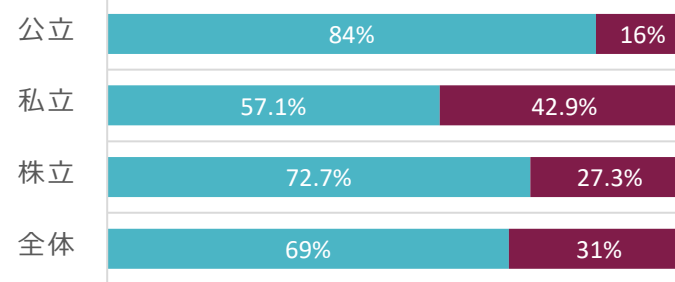
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	75	2	77
私立	98	104	202
株立	11	4	15
全体	184	110	294

※令和7年度開校の29校を除く。

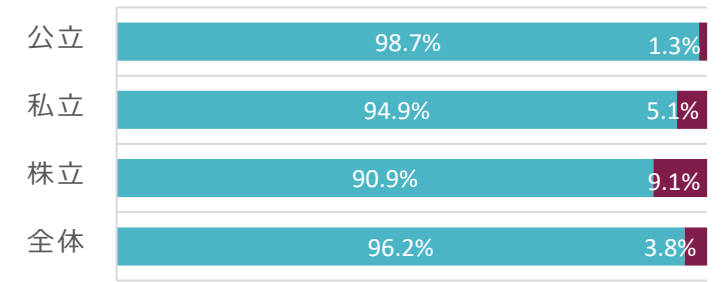
■ 公表している ■ 公表していない



	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	63	12	75
私立	56	42	98
株立	8	3	11
全体	127	57	184

※実施していない学校は除く。

■ 報告している ■ 報告していない



	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	74	1	75
私立	93	5	98
株立	10	1	11
全体	177	7	184

※実施していない学校は除く。

【参考】学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

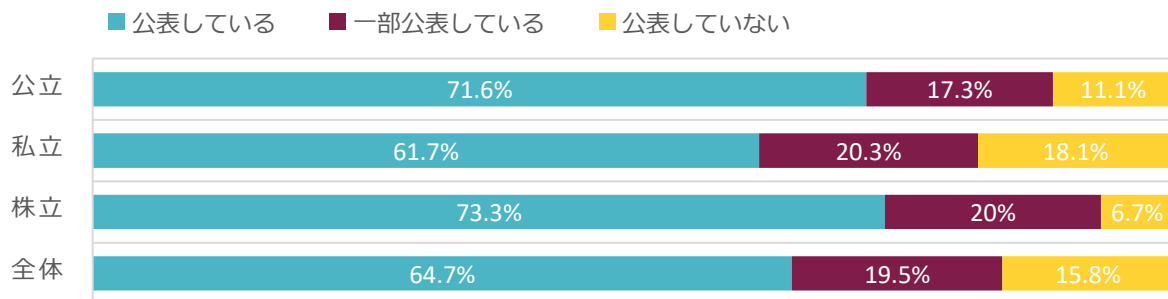
第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

13. 情報公開の状況（本校）

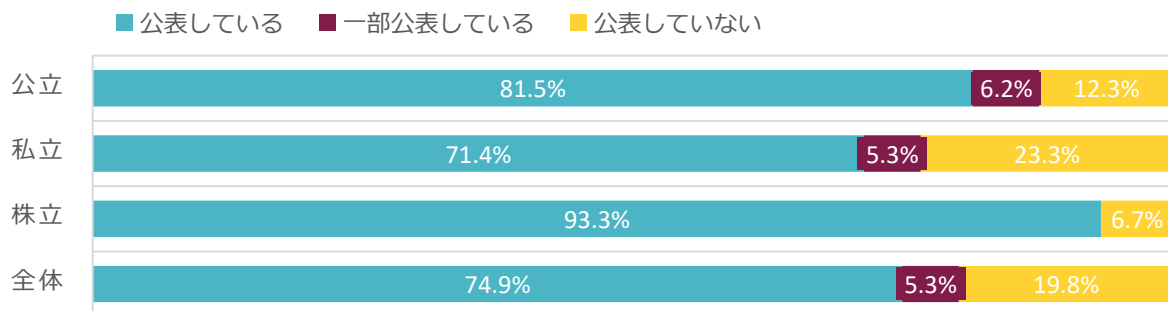
① 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる事項の公表状況

○第1号 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。



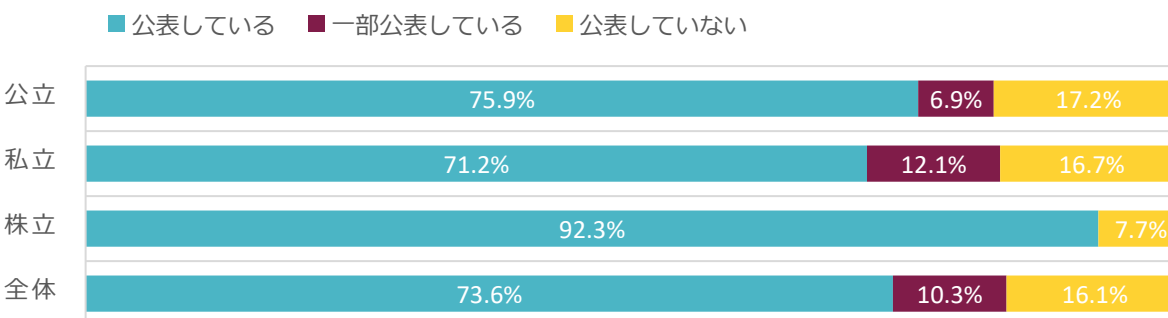
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	58	14	9	81
私立	140	46	41	227
株立	11	3	1	15
全体	209	63	51	323

○第2号 通信教育を行う区域に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	66	5	10	81
私立	162	12	53	227
株立	14	0	1	15
全体	242	17	64	323

○第3号 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

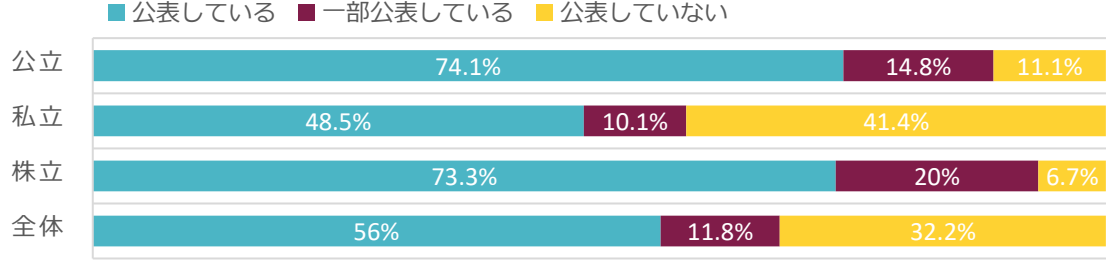


	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	22	2	5	29
私立	94	16	22	132
株立	12	0	1	13
全体	128	18	28	174

※通信教育連携協力施設を設置していない149校を除く。

13. 情報公開の状況（本校）

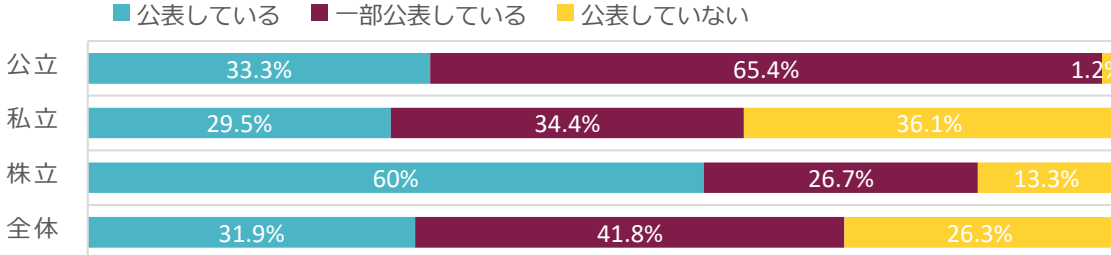
○第4号 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	60	12	9	81
私立	110	23	94	227
株立	11	3	1	15
全体	181	38	104	323

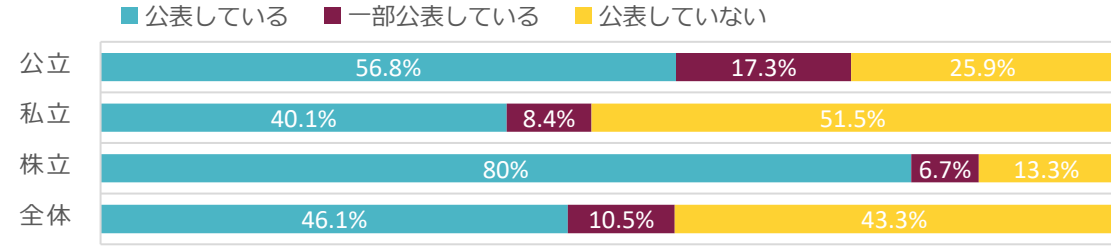
○第5号 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）



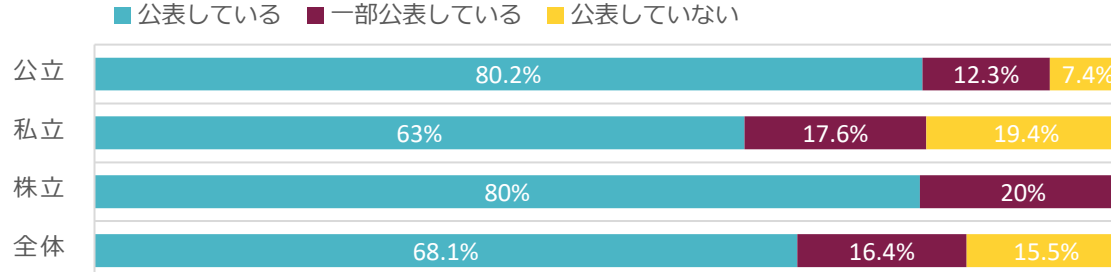
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	27	53	1	81
私立	67	78	82	227
株立	9	4	2	15
全体	103	135	85	323

○第6号 通信教育実施計画に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	46	14	21	81
私立	91	19	117	227
株立	12	1	2	15
全体	149	34	140	323

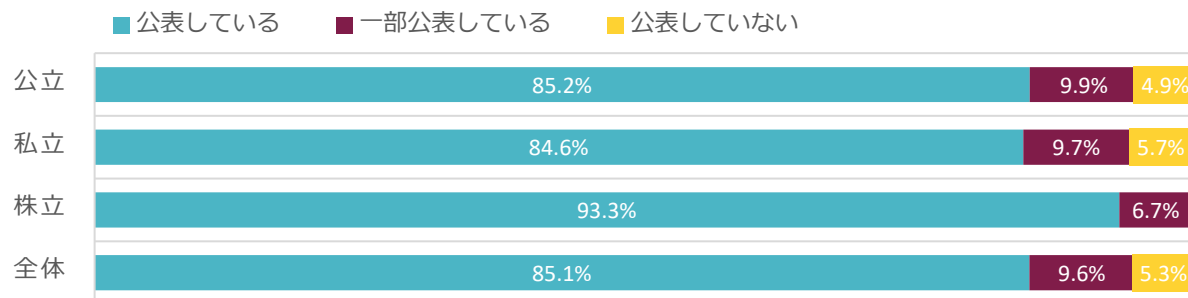
○第7号 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	65	10	6	81
私立	143	40	44	227
株立	12	3	0	15
全体	220	53	50	323

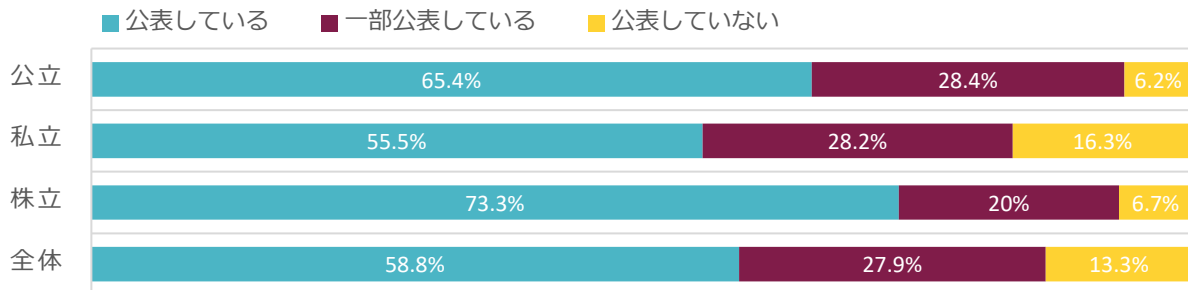
13. 情報公開の状況（本校）

○第8号 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	69	8	4	81
私立	192	22	13	227
株立	14	1	0	15
全体	275	31	17	323

○第9号 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	53	23	5	81
私立	126	64	37	227
株立	11	3	1	15
全体	190	90	43	323

【参考】高等学校通信教育規程（抄） （情報の公表）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
- 二 通信教育を行う区域に関すること。
- 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
- 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
- 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
- 六 通信教育実施計画に関すること。
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
- 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
- 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

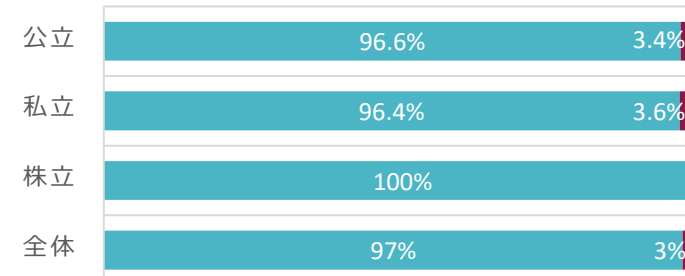
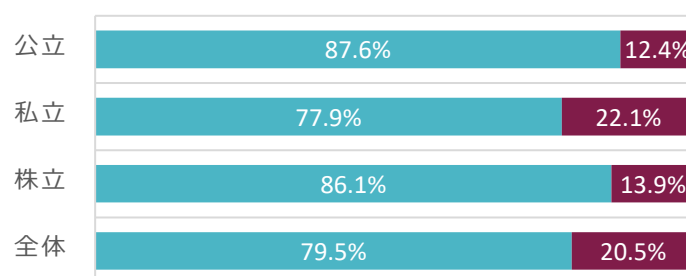
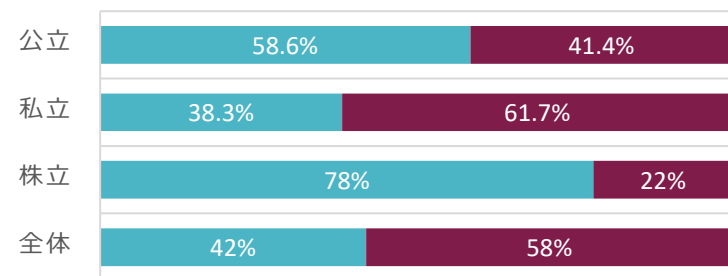
14. 自己評価及び学校関係者評価の実施状況等 (通信教育連携協力施設)

① 自己評価の実施状況状況等

■ 実施している ■ 実施していない

■ 公表している ■ 公表していない

■ 報告している ■ 報告していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	89	63	152
私立	1,406	2,266	3,672
株立	245	69	314
全体	1,740	2,398	4,138

	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	78	11	89
私立	1,095	311	1,406
株立	211	34	245
全体	1,384	356	1,740

	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	86	3	89
私立	1,356	50	1,406
株立	245	0	245
全体	1,687	53	1,740

※令和7年度開校の本校と連携する203施設を除く。

※実施していない施設は除く。

※実施していない施設は除く。

【参考】高等学校通信教育規程 (抄)

(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

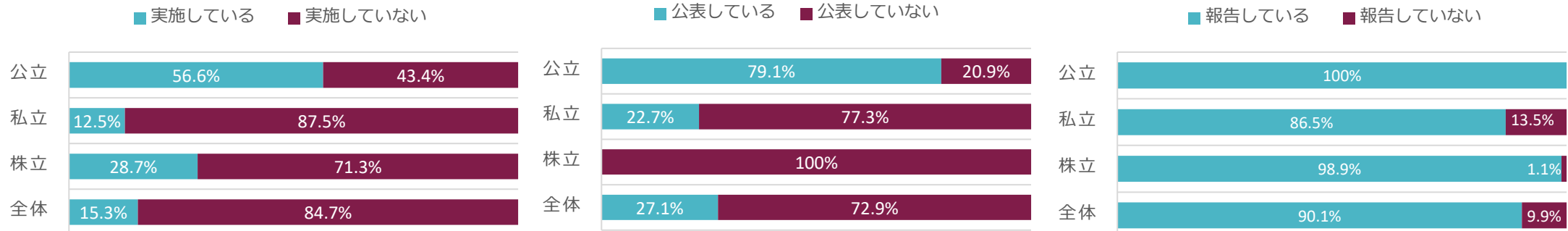
第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者(当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

14. 自己評価及び学校関係者評価の実施状況等 (通信教育連携協力施設)

② 学校関係者評価の実施状況等



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	86	66	152
私立	458	3,214	3,672
株立	90	224	314
全体	634	3,504	4,138

	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	68	18	86
私立	104	354	458
株立	0	90	90
全体	172	462	634

	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	86	0	86
私立	396	62	458
株立	89	1	90
全体	571	63	634

※令和7年度開校の本校と連携する203施設を除く。

※実施していない施設は除く。

※実施していない施設は除く。

【参考】高等学校通信教育規程（抄）
(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

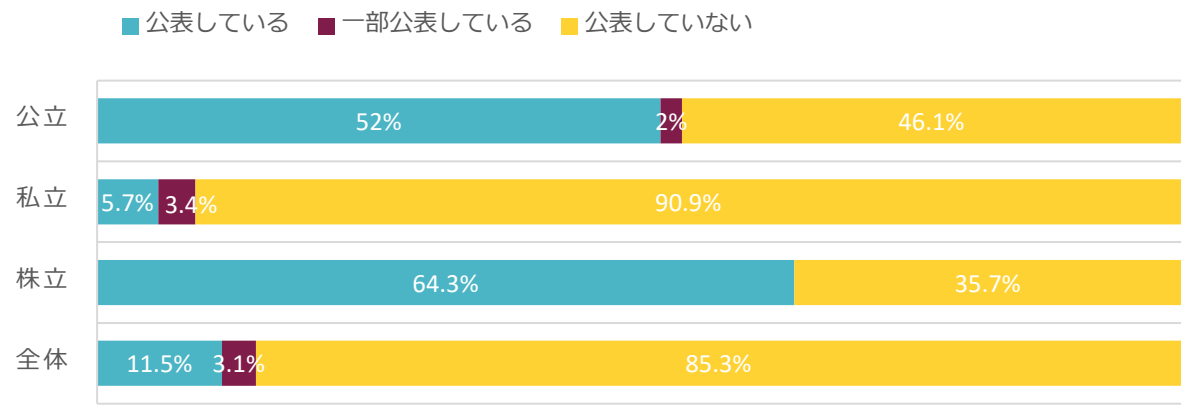
2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

① 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる事項の公表状況

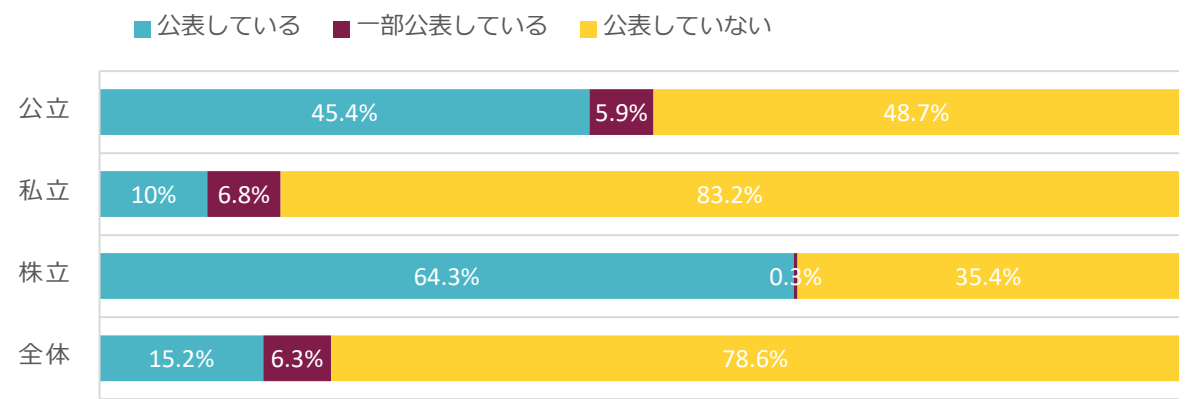
○第4号 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	79	3	70	152
私立	219	133	3,523	3,875
株立	202	0	112	314
全体	500	136	3,705	4,341

○第5号 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

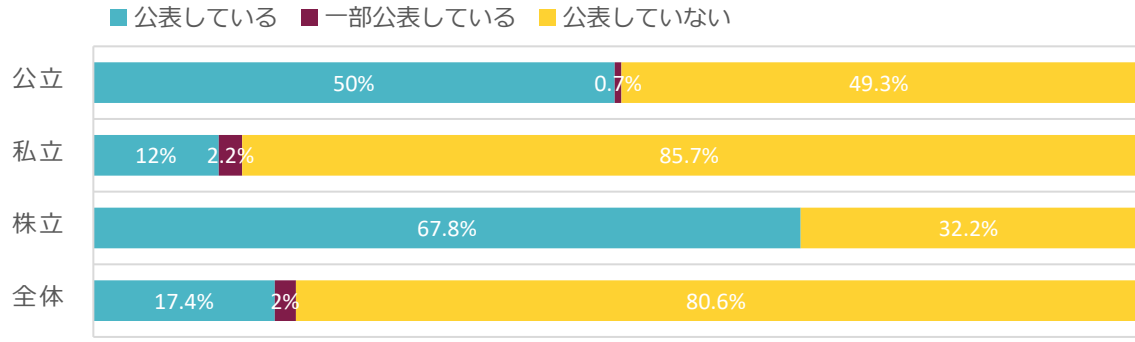
（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	69	9	74	152
私立	387	263	3,225	3,875
株立	202	1	111	314
全体	658	273	3,410	4,341

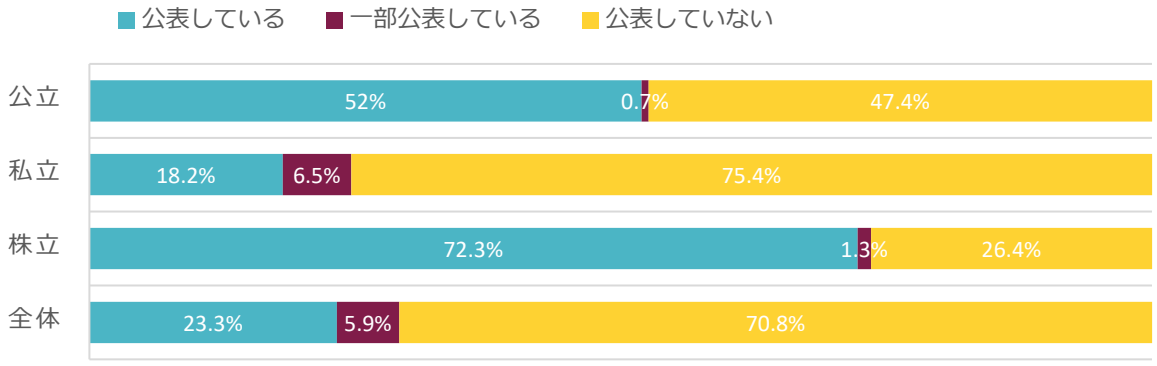
15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

○第6号 通信教育実施計画に関すること。



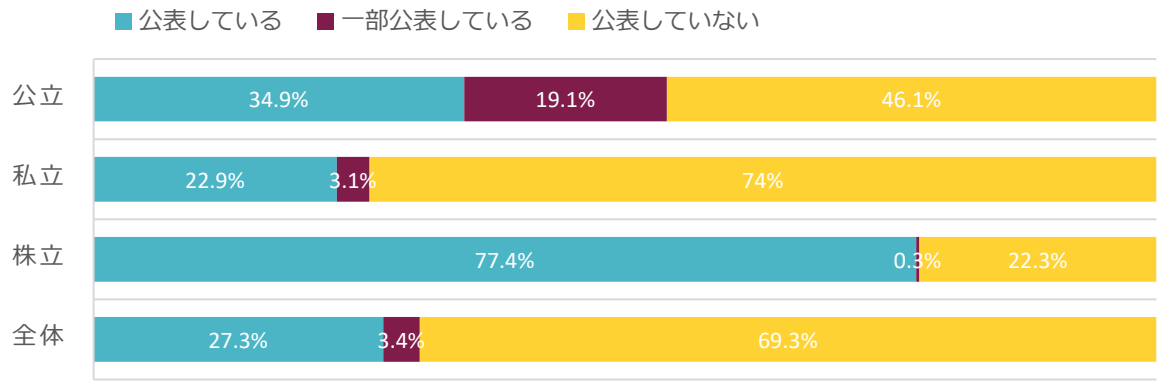
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	76	1	75	152
私立	466	87	3,322	3,875
株立	213	0	101	314
全体	755	88	3,498	4,341

○第7号 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	79	1	72	152
私立	705	250	2,920	3,875
株立	227	4	83	314
全体	1,011	255	3,075	4,341

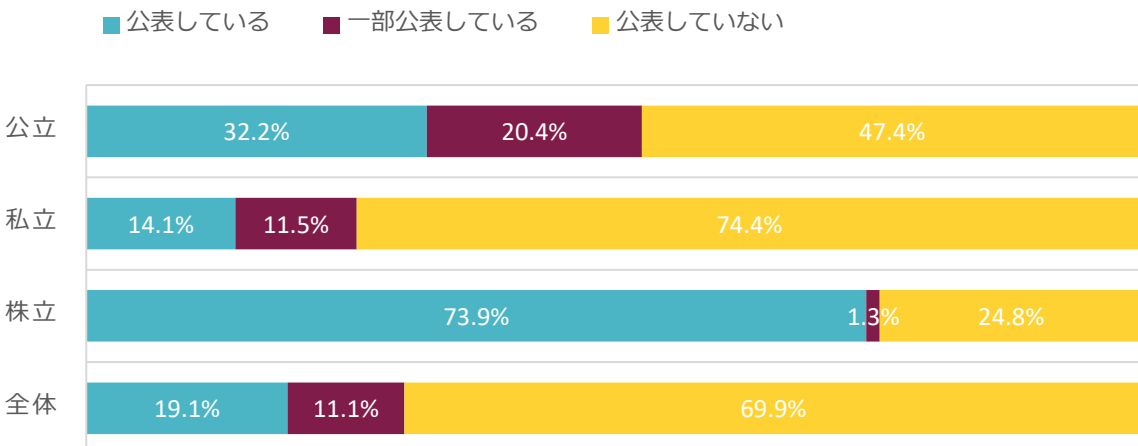
○第8号 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	53	29	70	152
私立	887	119	2,869	3,875
株立	243	1	70	314
全体	1,183	149	3,009	4,341

15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

○第9号 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	49	31	72	152
私立	547	445	2,883	3,875
株立	232	4	78	314
全体	828	480	3,033	4,341

【参考】高等学校通信教育規程（抄）
（情報の公表）

- 第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。
- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
 - 二 通信教育を行う区域に関すること。
 - 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
 - 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - 六 通信教育実施計画に関すること。
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
 - 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
 - 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

メディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除の変遷

・昭和31年改訂（昭和32年再訂）

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内の時間数免除

・昭和35年改訂

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内、テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

・昭和45年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

・昭和53年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない

※平成元年改訂、平成11年改訂も同様

・平成15年一部改正

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない

※平成21年改訂も同様

・平成30年改訂

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない（10分の8以内の時間数を免除できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合）

2 単位の計算方法の見直し

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間（コマ）とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、**卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。**
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、**1単位を細分化（半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。）**する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、**単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題となる。**（具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか）
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○**単位**、細分化された新たな単位計算によるものを○**新単位**と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書**の分量となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないか。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、（1単位：週1コマ×半期）との記載があったことも踏まえ、**2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかとの声も聞かれたところ。**
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間（1単位17コマ）を揃えやすく、**通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。**
- しかしながら、**新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。**加えて、**3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能でもあり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。**

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する（結果3.6単位分の学習となる）ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、**取りこぼしが生じるため、広がり**を欠いた。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる（例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定）ことから、**単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないか。**

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P44参照）

	増単	減単
必修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げること可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できるとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないか。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本としてはどうか。

(2単位の必修教科目の減単について)

- 現在必修教科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必修教科目についても、1新単位の範囲内で減単を認めることとしてはどうか。**
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽 I or 美術 I or 工芸 I or 書道 I）、情報 I、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定めることとしてはどうか。**
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必修教科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、**組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。**（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組み替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組み替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

各教科・科目における増単・減単の条件

高等学校学習指導要領解説 総則編 (P 6 5)

	単位を増加すること (増単)	単位を減ずること (減単)
必履修教科・科目の場合	<p>○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。</p> <p>①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合</p> <p>②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合</p> <p>③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできない。</p>
必履修教科・科目以外の場合	<p>○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。</p> <p>①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合</p> <p>②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>